

令和元年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和元年9月5日 開会

令和元年9月20日 閉会

高山村議会

令和元年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明	6
○報告第1号の上程、説明	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	10
○同意第1号の上程、説明、採決	11
○同意第2号の上程、説明、採決	14
○同意第3号の上程、説明、採決	15
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第5号、議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○発言の訂正	32
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	39

○休会について	4 0
○散会の宣告	4 1

第 2 号 (9月20日)

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決	4 8
○一般質問	1 0 0
6番 山口 英 司 君	1 0 0
4番 後 藤 肇 君	1 0 9
1番 後 藤 明 宏 君	1 1 4
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	1 1 8
○議員派遣について	1 1 8
○閉会の宣告	1 1 8
○署名議員	1 1 9

令和元年高山村議会第3回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月5日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成30年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成30年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成30年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成30年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成30年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成30年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 報告第 1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第 2号 平成30年度高山村一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第13 同意第 1号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 2号 高山村公平委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第 3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第 2号 高山村基金条例の制定について
- 日程第18 議案第 3号 上州高山ふるさと寄附条例の全部改正について
- 日程第19 議案第 4号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 5 号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

日程第 2 1 議案第 6 号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 7 号 高山村消防団給与条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 8 号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 4 議案第 9 号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 5 議案第 1 0 号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	1 0 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	飯 塚 哲 也 君
教 育 長	山 口 廣 君	代表監査委員	後 藤 友 良 君
総 務 課 長	平 形 郁 雄 君	会計管理者兼 税務会計課長	佐 藤 章 彦 君
住 民 課 長	飯 塚 優一郎 君	保健みらい 課 長	林 隆 文 君
農 林 課 長	星 野 茂 樹 君	建 設 課 長	飯 塚 欣 也 君
地域振興課長	割 田 眞 君	教 育 課 長	割 田 信 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和元年高山村議会第3回定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第3回高山村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、全議員の方の出席をいただきまことにありがとうございます。

皆様には日々村政の発展と村民福祉増進のためご尽力をいただいておりますことに心より厚く御礼を申し上げます。

まず、7月7日執行の県議会議員選挙においておわびを心から申し上げます。このことにつきましては、後藤肇議員から一般質問を受けておりますので、この中で説明とおわびについてお答えをしていきたいと思っております。

さて、世界ではここ数年異常気象による被害が増加しております。日本国内でも先日の九州北部豪雨では、8月27日から佐賀県と福岡県、長崎県を中心とする九州北部で長時間にわたる扇状降水帯による集中豪雨が発生し、28日に数十年に一度の災害のおそれがあるとし、3県に大雨特別警報が発令され、気象庁では直ちに命を守るため最善を尽くす必要がある警戒レベル5を発表いたしました。

昨年の西日本豪雨に続き、異常気象により起こり得る災害は、想像をはるかに超える災害をもたらしております。土砂災害や浸水など甚大な被害となり、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

一方、本村においては、6月21日から22日にかけての大雨により、一部林道では西五領

線の路盤と路床の間に雨水が浸入し、路床を流出するなどの被害により、早期復旧工事が必要なことから、現在工事を進めているところであります。

なお、これにつきましては、本定例会補正予算において増額補正をお願いするものでございます。また、村道におきましては、土砂の流出、水路の氾濫、法面の崩落といった小規模な災害が見られましたが、大規模な家屋の浸水、農作物被害等で大災害までには至らなかったということで、一安心をしておるところでございます。

これから実りの秋を迎える時期でもございますが、自然災害のリスクが年々増大しています。いついかなる形で発生するか予測のできない各種災害に対し、危機感を持って日々の行政執行に努めてまいります。村民の生命・身体・財産を守ることが我々に課せられた使命ですが、それには議会を初めとする関係機関、団体及び住民皆様との連携が欠かせません。議員各位におかれましては、安全・安心な村づくりのため、今後とも一層のご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

本年度の本村における各種事業の進捗状況につきましては、幾つかの課題もあるわけですが、議員各位のご協力のもと順調に推移されているものと考えております。引き続きご協力をお願い申し上げる次第でございます。

中でも地域の資源を活用した村の中心地づくりとして整備を進めております道の駅「中山盆地」の周辺整備につきましては、現在進めております観光交流館の建設につきまして、設計書に一部変更が生じたことにより入札を中止することとなり、ご心配をおかけしておるところでございます。住民皆様に喜んでいただける施設とするため、中心地に必要な機能を協議検討しながら進めてまいり所存でございます。

また、テレビ共同受信施設の整備につきましては、現在東電柱の線の引き込み調査を実施しているところでございます。送信場所につきましては、位置の確定をし、用地交渉に入る予定となっているところでございます。全体的な事業の進捗といたしましては、おおむね順調に推移していると考えております。

住民福祉の増進を図ることを基本とし、村民一人一人が高山村で住んでいてよかったと実感できる村づくりのため、議員各位の協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、次世代に何を残していくべきか知恵を絞り、地域の可能性を多くの村民と共有することが今後の地方創生に対する姿勢でもありと考えております。議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

ます。

本日ご提案申し上げます案件は、平成30年度決算認定8件、報告2件、同意3件、群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議1件、条例制定・改廃等の6件及び補正予算3件につきましてお願いするものでございます。慎重にご審議をいただき、可決決定、認定をくださいますようお願い申し上げ、議会招集に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、野上富士夫議員及び6番、山口英司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの16日間と決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第3、認定第1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 認定第1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についての8認定案件は、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度の一般会計及び7つの特別会計の決算書が会計管理者より提出されました。それを受け、8月中に監査委員に審査をしていただきましたので、その意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

さて、今日の経済情勢は、世界経済に大きな影響を持つ中国、アメリカとの貿易摩擦の激化から減速基調が継続と言われており、また米中両国の景気の下振れが避けられない状況から、通貨摩擦まで発展、米国が保身に走ってドル安誘導を強めれば世界経済が揺らぐとも言われており、今後の経済情勢の悪化が懸念されるところでございます。

一方、現在の国内の動向を見ますと、政府は8月30日、令和2年度予算の各省庁からの概算要求を締め切りました。概算要求額は過去最大の105兆円の規模に膨らみ、2年連続で過去最大になりました。米中間の貿易摩擦の長期化で世界経済は大きく揺れており、日本経済にも失速リスクはつきまとう中、本年10月、消費税増税後の景気動向にも不安が残り、景気下支えに向けた歳出圧力は一段と強まる可能性があるとされております。きわめて財政事情が厳しくなる情勢において、そのしわ寄せが地方へ及ぶことのないよう願っておるところでございます。

昨年総務省では、地方交付税総額の算定においては、2019年度から3年間は本年度水準を確保する方針だと閣議決定した骨太方針で維持する旨が規定されていることから、令和2年度概算要求では、昨年度当初比4.3%増となり、やや安心をしているところでございます。しかしながら、厳しい財政事情に変わりはありません。目まぐるしく社会情勢が変わる今日において何が起こるかわからないことを肝に銘じ、堅実な行政運営を行っていく所存でございます。

現在の村政の最重要課題といたしましては、人口減少、少子高齢化となりますが、昨年第32次地方制度調査会が昨年発足され、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算し、必要な地方行政体制のあり方についての諮問がありました。その後1年が経過し、本年7月に同調査会による中間報告がなされました。この報告では、2040年ごろには85歳以上の高齢者が1,000万人を突破し、医療や介護の働き手が労働者の5人に1人を占め、他分野の人材確保に影響を与えるおそれがあるといいました。また、インフラの老朽化による維持管理費の増加や大規模災害がもたらすリスク等地域社会の維持可能性への脅威となると伝えております。

人口減少が急速に進む中、村民皆様が高山に住んでいてよかったと実感できる暮らしを持続可能な形に支えていくことが私たちの使命であると考えております。議員各位を初め関係者等のご協力をいただきながら、堅実な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、監査委員会からのご指摘のとおり、限りある財源の中で必要な施策、事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいる所存でございます。引き続き村政執行に当たりご協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

本定例会では、平成30年度一般会計歳入歳出決算及び7つの特別会計歳入歳出決算の内容を精査していただき、本決算について認定をいただきたいと考えております。

決算の内容につきましては、審査に対し職員より詳細なご説明をしてまいりますので、よろしく願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） ここで、監査委員会より平成30年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

後藤友良代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 後藤友良君登壇〕

○代表監査委員（後藤友良君） 議長より許可がありましたので、平成30年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を行います。

なお、詳細については、お手元に配付されております決算審査意見書をごらんくださいますようお願いいたします。

平成30年度高山村一般会計及び特別会計について、令和元年8月2日、6日、7日、19日、20日の5日間審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数は正確で関係法令に準拠して作成されているかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合したところ、その計数は誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理は、適切に行われているものと認められました。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.36と依然として低い状態にあり、経常収支比率は89.7%と高く、弾力性に欠けると思われる比率となっています。一方で、実質公債費比率は5.5%と低く、健全な財政状況にあると認められました。

自主財源が32.6%と厳しい財政状況にあることやインフラ施設の老朽化による修繕費用の大幅な増加が見込まれていることなどからも、引き続き最少の経費で最大の効果が上げられるよう中長期的な展望に立った計画的かつ健全な財政運営に努められたいと思います。

税等の収入未済額については、村営住宅使用料など収入未済額が解消・縮減されている費目も見られましたが、全体としては平成28年度から3カ年連続して増加となっています。

小規模な村としての難しさもありますが、公平性の観点からも適切な滞納整理事務を継続的に行い、収入未済額の縮減に向け努力されることを切望いたします。

村の借地について、現在利用されていないところがありましたので、有効利用を図るか、あるいは貸借の終了を検討されたいと思います。

国土調査の再調査事業は、平成17年度開始以来14年が経過し、その間総額2億6,000万円余りを費やし、宅地や耕地を主とする部分については、一定のめどが立ったようですが、さらに困難度が各段に上がる山林部分まで再調査を行うには、調査体制の充実と調査費用の確保が必須であると思われます。

この再調査事業は、年数が経過すればするほど新たな相続が発生し、境界確定や登記が今まで以上に複雑かつ困難になることが予想されますので、迅速な事業の進捗を図る必要があると思われます。より早期に再調査事業が完了するよう人員配置及び予算確保も視野にその体制づくりを検討されることを望みます。

また、土地開発事業特別会計において、結果として取りやめとなった新規宅地造成地の測量調査及び土地登記がされていました。有効な公費支出の観点からも事業実施に当たっては、多角的視点から検証し、慎重に検討されますよう要望いたします。

最後に、今後とも村民福祉向上のため本村が将来にわたって持続的、安定的に発展されることを切望いたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8議案については、本日は提案理由の説

明までとし、後刻において全員で審査し、審査終了後は各自自宅審査としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第8号までの8議案については、後刻において全員で審査することに決定しました。

なお、審議は9月20日に行うことにします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、当該健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告するものでございます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率が基準を上回る場合には、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための財政健全化計画等を作成する義務を定め、当該計画実施の促進を図るために行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、議案書9ページ上段にございます表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに赤字ではなく、黒字決算となりました。

次に、実質公債費比率ですが、5.5%ということで昨年より0.1ポイント上回りましたが、財政状況は引き続き健全財政を維持しております。

次に、将来負担比率ですが、将来負担額を充当可能財源が上回っており、財政状況が良好

であるということになります。

次に、表下段にございます平成30年度の決算に基づく資金不足比率でございますが、各特別会計とも資金不足ではない状況となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査において担当職員より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ここで、監査委員より平成30年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

後藤友良代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 後藤友良君登壇〕

○代表監査委員（後藤友良君） 議長より許可がありましたので、平成30年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細については、お手元に配付されております健全化審査意見書をごらんくださいますようお願いいたします。

平成30年度の財政健全化及び経営健全化について、令和元年8月2日に健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態であると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第12、報告第2号 平成30年度高山村一般会計継続費精算報告書の提出について議題といたします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第2号 平成30年度高山村一般会計継続費精算報告について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書13ページでございます。

9款1項消防費、事業名、防災行政無線固定系デジタル化整備事業につきましては、平成29年度に継続費として可決いただき、平成30年度と2カ年で事業が完了となりました。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に係る継続年度が終了したことにより議会に報告するものでございます。

アナログ設備からデジタル化への移行が有利な財源確保により無事に完了できましたことは、議員各位のご理解とご協力によるものでございます。改めて感謝を申し上げます。

なお、今後のシステム運用では、安全・安心な村づくりに一層の効果を発揮するものと期待しているところでございます。今後とも自助・共助・公助それぞれの防災力を高め、減災に向けた施策を進めてまいり所存でございます。

今後ともご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年10月から2期8年間にわたり教育委員としてご尽力いただきました大谷政代さんが9月30日で任期満了となります。委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の第4条第5項に委員の任免に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと定められております。子供の成長に伴い、現在保護者である委員がいないため、保護者である委員を任命する必要がございます。つきましては、後任に中山6464番地76、笹川りえ子さんを教育委員に任命したいと思います。

笹川さんは、高山小学校の2年生と4年生に子供が在籍しております。また、県立渋川女子高等学校を卒業後、文教大学文学部英米文学科で教員養成課程を履修するなど教育に対する見識も持っておられます。平成29年4月には、群馬県知事により青少年育成推進委員に委嘱され、高山村の青少年の健全育成にかかわる活動も行っております。現在は臨時職員として月10日程度仕事をしながら子育てを行っております。

以上のように実績、人格的にも申し分なく教育委員として適任であると考えております。笹川さんにおかれましては、これまでの経験で培われた知見を遺憾なく発揮していただき、また保護者としての立場から教育行政への実情や課題に柔軟に対応した取り組みを図っていただきたいと思います。

議員各位のご同意をいただきたくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号 高山村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、同意第2号 高山村公平委員会委員の選任について議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第2号 高山村公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員の都筑春洋さんにおかれましては、9月30日で任期満了となりますが、再びお願いをしたいと思います。

都筑さんは、ご承知のようにJAあがつま高山支店において支店長として勤務されており、その間経営の健全性の維持確保のため指導、監督され、関係者からの人望も厚く、その功績は顕著で、特筆すべきものでございます。

また、都筑さんは人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有しており、公平委員に適任であると考え、ご提案を申し上げた次第でございます。

議員各位のご同意をいただきたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号 高山村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいま出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。
なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 高山村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第 3 号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第15、同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員を務めていただいた林嘉彦さんが9月30日で任期満了となりますが、再びお願いをしたいと思います。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格等に関する不服審査申し出について審査決定するために設置されており、同委員会委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て村長が選任することになっております。

林さんは、ぐんまみらい信用組合に勤務当時は、吾妻の3支店のブロック長として経営強化にご尽力され、ご活躍をされておりました。人望も厚く、固定資産評価審査委員に適任であると考え、ご提案を申し上げる次第でございます。

議員各位のご同意をいただきたくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論は省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいま出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。
なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入りを開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまから暫時休憩に入ります。

午前11時10分より再開します。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（林 昌枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の組織団体である群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織されておりますが、この組織団体が別表第 2 の 1 の項、常勤の職員に係る退職手当の支給事務を共同処理するので、新たに別表第 2 の 1 の項の共同処理する団体に加える改正並びに別表第 2 の 3 の項、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務について、本組合の組織団体である藤岡市を同表同項に加える改正及び別表第 1 の組織団体並びに別表第 2 の 1 の項及び同表の 5 の項の共同処理する団体について掲載順を変更する改正をそれぞれお願いするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第2号 高山村基金条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、現在規定されております12の基金条例をそれぞれ廃止し、新たに高山村基金条例の制定をお願いするものでございます。

基金を設けることにつきましては、地方自治法の規定により条例でこれを定めなければなりません。また、管理及び処分に関しては、必要な事項は法律で定められておりますので、12の基金条例をそれぞれ管理するのではなく、この際一つの条例にまとめて管理していきたいというものでございます。

条例の中身でございますが、積立基金と定額運用基金の目的ごとに整理して管理をいたします。

まず、積立基金でございますが、資金を積み立てするための基金となります。この中には高山村財政調整基金、高山村減債基金、高山村農業用水水源施設等管理基金、高山村飲料水水源施設等管理基金、高山村農業振興基金、高山村社会福祉事業基金、高山村庁舎建設等基

金、上州高山ふるさと基金、高山村国民健康保険基金及び高山村介護保険介護給付費準備基金の10の基金となります。

次に、定額運用基金は、定額に資金を運用するための基金となります。この中には高山村土地開発基金、高山村育英基金及び高山村介護保険融資基金の3つの基金となります。

基金に対する管理及び運用等につきましては、それぞれの目的に沿った中で従前どおりの確実かつ有利な方法により管理するとともに、効率的な運用に努めてまいる所存であります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号 高山村基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第3号 上州高山ふるさと寄附条例の全部改正について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 上州高山ふるさと寄附条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

ふるさと納税は、平成21年度から平成30年度の間に1,713万3,000円の寄附をいただき、事業に充ててまいりました。

今回の定例議会に議案第2号として高山村基金条例の制定について上程し、可決をしていただいたところですが、この条例の中に上州高山ふるさと基金の名称、設置等が定義されました。

今回の改正では、寄附金の使い道等を定義するものですが、現行の上州高山ふるさと寄附条例と今回制定された高山村基金条例の内容が重複する条項を削り、事業の区分の文言を見直しするため、全部改正を行うものでございます。

改正の内容としては、第1条の目的は現行どおりであります。第2条の事業の区分を第5次総合計画の施策の大綱とあわせるため、文言の改正をさせていただくものでございます。

第3条では、寄附金の管理運用について定義し、第4条では、寄附金の使い道について定義し、第5条は、規則への委任事項となります。

慎重審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 上州高山ふるさと寄附条例の全部改正について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手手数です。

したがって、議案第3号 上州高山ふるさと寄附条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第４号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第４号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国は急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、関係法令等の一部改正を行いました。

その法令等の改正を受け、本村の幼稚園の保育料を無償とするため、幼稚園保育料条例の一部改正をお願いするものでございます。

まず、子ども・子育て支援法では、保育給付費は政令で定める額を限度として、保護者の所得などを勘案して市町村が定める額としています。そして、このたび子ども・子育て支援法施行令において、政令で定める額は零とするものと改正されますが、つまり保育料の額は市町村で定める額と法律で規定されていて、その額の上限は政令で零とすると改正されました。この政令の改正に伴い、本村の幼稚園保育料条例の改正をお願いするものでございます。

その内容は、保育料を１人月額2,000円を１人月額０円と改正し、保育料が０円となることにより不要となる条文を削除するもので、施行期日は令和元年10月１日からとしたいものでございます。

なお、詳細の内容は、教育課長に説明させますが、慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（割田信一君） 議案第４号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

なお、村長の提案理由の説明と重複する箇所がありますが、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

国では、少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成26年度から段階的に幼児教育・保育の無償化に向けて取り組んできました。そして、このたび令和元年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月1日から施行することになり、関連する政令が保育料の上限を零とする内容に改正されました。これらを受け、本村の幼稚園保育料条例を改正する必要性があり、今回条例改正をお願いするものです。

議案書は27ページ、新旧対照表は5ページをごらんください。

まず第2条では、施行令の改正にあわせ園児の保育料を「1人月額2,000円」を「1人月額0円」と改め、保育料が0円となることにより不要となる第3条から第9条を削除し、第10条を第3条に繰り上げるものです。

なお、この条例改正による本村の幼稚園で受ける影響は、令和元年度の当初予算では歳入の保育料は本来72万8,000円を徴収するところ、10月以降の保育料を徴収しないため、4月から9月までの半年分の36万4,000円を計上しており、来年度以降は0円となる予定です。

なお、減額となる今年度の保育料分につきましては、10月の基礎数値に基づき交付額を算定し、臨時交付金で全額国費負担とすることとなっています。

また、来年度以降につきましては、地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、地方交付税を算定するとのことです。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号 高山村幼稚園保育料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第21、議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号及び議案第6号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正及び高山村簡易水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正及び高山村簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては、去る平成31年2月25日に開催されました高山村簡易水道事業及び下水道事業運営審査会から答申を受け、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に増税されることに伴い、上下水道料の消費税を外税に改めるものでございます。

現在は受益者の方々からいただいていた上下水道料の中から消費税を納付しておりましたが、吾妻郡内では外税としていないのは高山村だけであり、今般の改正で上下水道料は区分して消費税をお預かりしたいものであります。

なお、改正の詳細につきましては、建設課長に説明をさせますので、慎重なご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 大変お世話になります。

議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のよう

に改正するものでございます。

議案書は28ページ、新旧対照表は7ページをごらんください。

第17条中、「ケ月」を平仮名の「か月」に改め、「合計欄」の次に「に消費税及び地方消費税を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの」を加えるものでございます。

また、第20条中「ケ月」を平仮名の「か月」に改めるものでございます。

附則でこの条例は、令和2年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。

議案書は31ページ、新旧対照表は8ページをごらんください。

高山村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましても、同様に第25条第1項中「カ月」を平仮名の「か月」に改め、「合計欄」の次に「に消費税及び地方消費税を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの」を加えるものでございます。

また、第28条第1項第2号中「カ月」を平仮名の「か月」に改めるものでございます。

附則でこの条例は、令和2年1月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林議員、お願いします。

○3番（林 和一君） 今回の条例改正について特に異議があるわけではございませんけれども、1点確認をいたしたいところがございます。この条例の施行日というのが令和2年1月1日ということで施行期日が示されておりますけれども、これについては検針分でなくて徴収分からでいいかということを確認をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 林議員のご質問にお答えさせていただきます。

水道使用料でございますが、年間6回いただいております。今回10月に改正がございますと最初に料金をいただくのが9、10月分を11月に料金をいただくわけでございますが、消費税がかかるのが10月分ということでございます。正確には10月、11月、12月につきましては、今までどおり内税として、使用者に対して広報周知活動を行い、経過措置としまして、1月使用分から消費税を外税としていただくものでございます。

なお、実際に料金をいただくのは、3月検針分からでございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案は原案のとおり採決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号 高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第22、議案第7号 高山村消防団給与条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村消防団給与条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

消防団は、「みずからの地域はみずからで守る」という精神に基づき、ふだんはそれぞれの職業を持つ地域住民を中心に構成された組織であります。

近年、自然災害等により各地で多くの甚大な被害が発生し、住民の安全・安心に対する関心が高まっている今日、地域の危機管理体制の構築が大きな課題となっております。そんな中において消防団は、地域防災体制に中核的存在として、地域住民から大きな期待が寄せられているところでございます。

また、消防団員は、教育訓練により地域住民の安全・安心を守るため、消防活動に従事するとともに、常備消防の力のみでは対応の難しい大規模災害では、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を生かし、救援活動、水防活動などの対応活動を行っていただかなければなりません。災害時に即応できる地域に密着した消防団の重要性は、今後ますます高くなるものと考えます。

本案につきましては、このような地域の安全確保に大きな役割を果たしている消防団員の報酬額の増額改定をお願いするものでございます。

報酬の額につきましては、吾妻郡の町村との比較により算出したものでございます。団員が誇りを持って安心して消防業務に従事できるよう環境整備の一環として、本条例案を上程するものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

4番、後藤肇議員。

○4番（後藤 肇君） ちょっと1点だけ確認ではないんですけども、ちょっとお尋ねしたい点がございまして。この改定額を見ますと、上層部の方だけというような意味にとられる部分があるかなんていう感じがするわけですね。それで、全体とすれば消防団員100何名おりまして、団員の数とするとかなりあると思うんですけども、全体的な意識高揚とかそ

ういうものを考えると、この団員の金額に関しては多分他町村と比べてということではちょっとお聞きしたところがあるんですけども、さっき言ったように意識の高揚とか団結力というものを考えると、気持ちの部分でも団員の方に何らかの数字があってもいいんじゃないかなというのをちょっと感じる場所がございます。上層部に関してはやはり身を切る改革ではないですけども、そういうものである程度言われているところもあるので、今までもプラス、マイナスあってこの金額になったのかなと思うんですけども、ちょっとその点を感じるところがあるんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 消防団員の方々には日々の災害に対しまして大変貢献をいただいているところがございますけれども、この団員等々に対する報酬でございますけれども、高山村の団員に対してのこの報酬はほかと比べていいわけでございます。その中で比べるというのは高山の地域性、中之条とか大きな町では組織が幾つもあるわけで、団体が多くあるわけですけども、高山は少し面積も少ないということでございまして、そういう観点からも、あるいはまた地域外との比較においても比較的高山は高額であるということから、バランスをとったということでご了解いただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 後藤議員のご質問でございますけれども、先ほど村長が申し上げたとおりでございます。この金額を求める資料といたしまして、吾妻郡内の消防の報酬額を比較したわけでございますけれども、高山村消防団については下に厚く上に薄くということで、議員のご質問の趣旨はわかるわけでございますけれども、今回このような方法で算出したわけでございます。

また、議員のおっしゃる班長、団員についての報酬の額、多少なりともというお考えがございますけれども、これにつきましては今後村長と協議をする中で検討していければと考えておりますが、よろしく願いします。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林進議員。

○9番（小林 進君） 先ほどの後藤肇議員の質問は全くそのとおりの意見で昨年否決をしたわけでございます。そしてまた、出てきたのが団長の軽減ですか、マイナス、そこが変わったところであります。確かに村民の生命、財産を守ってくれる、本当に苦勞してくださる消防団員の皆さんに手厚く、またほかと比べたものをいただきましたけれども、確かにほかの町村と比べたら団の人たちは手当が多いというようなことはわかります。

また、今総務課長のご答弁の中で今後も村長と協議をしていくということでございますので、私はこの件に対して賛成をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

5 番、野上議員。

○5 番（野上富士夫君） 私も議会だよりを見て、平成31年の3月議会で消防団員の給料条例が5対3の賛成少数で否決されたという内容が出ておりました。その理由については、最前線で活躍をしている団員の報酬を引き上げないで幹部の方が平均の給与と比べると低いから引き上げるのは片手落ちではないかと、それと消防団員の給与が個人のところへ渡らないで分団の運営費として分団に渡されていてこれはおかしいのではないかとということで、上毛新聞の記事を見るとほとんどの町村がそういった対応をとっておると、議会で否決されて高山村では今年度から給与については、団員個人の口座に振り込みをすると、これについては吾妻郡では高山村のみであると聞いております。そういったことで、そのことについては大変評価ができるのではないかと考えております。

それと今回の幹部は上がって団員も引き上げないで据え置きだという内容でございますけれども、私が考えるに高山村消防団員の給与条例を見直したのは、平成16年4月1日施行でございます。それとあわせまして、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例というのがございます。これについても平成16年4月1日施行で改正をされております。

この平成16年というのは全国で町村合併の嵐が吹き荒れた年だったです。吾妻郡におきましてもハッ場ダムを境に東と西へ法定の合併協議会を設置いたしまして、身を切る改革、高山村においても身を切る改革、行財政改革が大変叫ばれて、首長の給与の減額、議員の定数の削減、議員報酬の削減、職員の削減、それと非常勤職員の報酬の削減、そういった行財政改革が声高らかに叫ばれて、それらを行って高山村は法定の合併協議会が解散になりまして、自主独立の道を歩むんだということで、相当な改革を実施してきました。そのときに非常勤職員の報酬も引き下げ、消防団の報酬も引き下げたんです。幹部職員も引き下げたけれども、団員の報酬が吾妻郡の平均より高いというのは、団員は火災現場の最前線で活躍をしてくれる危険な業務で、場合によっては命を落とすような場合もあると、そういうことを考慮して、幹部は引き下げたけれども、団員の報酬は引き下げなかったと、据え置きというか、引き下

げなかった。それが今になって、ほかの町村の額より高いという現象になるんだろうと思います。

ですから、今回はそのときに引き下げた幹部を引き上げて、そのときに引き下げなかった団員は据え置くというのも、これはやむを得ない措置かと思います。

平成16年の報酬の改定から見ますと、15年が経過しております。十年一昔と言いますけれども、最近の世の中の流れはスピードが増しております。そういったところから見ますと、そろそろそういった報酬の見直しをしてもいい時期ではないかと思います。

そのときには、非常勤職員の報酬も含めて、全体のバランスを考慮して検討する必要があるかと思いますので、今回の議案については、私は賛意を示し、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 村長、総務課長、こういう説明をしてくださいよ、先に、そうでしょう。そうすれば、否決なんてことなかったんですよ。あつ、そういうことがあったのかということ。これを今初めて聞いて、何だ、こんなことがあったんなら当然だろうという気になりますよ。説明不足ですから。そういう下部のほうで、そういう理由で……あれば否決なんかなかったんで、ひとつそういう説明もしっかりしていただきまして今後はよろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 全く今、野上議員の話の中で納得する部分がありました。基本的に私は賛成でございます。

それと、3月議会にも私申し上げたんですが、来年の何と言うんですか、あれを新規に、今年度から報酬をそのまま団員に支給するということと、そのほか免許がないと消防車運転できないということで、中型免許を取得する場合に補助金を出してくれるとか、また分団運営費ですか、そういうのもまた考慮してくれたりとか、いろいろな面で団員のために執行部のほうで考えてくれたということがあります。野上議員のお話にプラスしてそのことを考慮しまして、賛成とさせていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はございませんか。

山口議員。

○6番（山口英司君） 消防団員は、大規模災害時においては、昼夜を分かたず、また多岐にわたり活動していただいております。また、平常時においても地域に密着した活動、いわゆ

る冬場の月々の火防回りなど、そういったものをたくさんやってもらっていただいております。

ということで、消防団員の処遇については、十分配慮していただきまして、改善していただくということで、今回の改正案であると思っております。

については、改善していく必要があると考えますので、消防団に対する、その労苦に報いるためにも、高山村消防団給与条例の一部改正に賛成をいたしたいと思います。

今後、消防団を中心とした地域防災力の強化にぜひ努めていただきたいと思います。

賛成討論ということで終わらせていただきます。

○議長（林 昌枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第7号 高山村消防団給与条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号 高山村消防団給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎発言の訂正

○議長（林 昌枝君） ただいま建設課長から、午前中の本会議における議案第5号及び議案

第6号に対する3番、林和一議員からの質疑に対する答弁について、一部誤りがあったため、訂正したい旨の申し出がありました。これを許可します。

課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 午前中、林議員から、議案第5号並びに議案第6号の水をきれいにする事業、簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の中で、使用料の徴収時期について、私が11月、12月分の検針、1月請求分から料金をいただくというご答弁を申し上げました。正確には10月、11月、12月につきましては、今までどおり内税として、使用者に対して広報周知活動を行い、経過措置としまして、1月使用分から消費税を外税としていただくものでございます。

大変申しわけございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

なお、実際に料金をいただくのは、3月検針分からでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） それでは、日程第23、議案第8号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,310万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,655万1,000円といたしたいものでございます。

大変大きな補正額となりますが、先ほど議案第2号におきまして、可決決定をいただきました基金条例のうち、土地開発基金では、土地を含めた基金総額約2億6,300万円から約1億1,300万円を減額し、定額運用基金の額を1億5,000万円としたことが一番の原因となります。

歳出補正の主な内容でございますが、ご説明させていただきました土地開発基金で所有している土地を一般会計で買い戻すための補正を、また同基金の減額に伴う預貯金の剰余額を財政調整基金に積み立てる補正を、また6月21日から22日にかけて発生した大雨による災害関係、事業量の増加等に伴う補正につきまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

なお、補正による財源不足を補うため、財源といたしましては、内部留保資金としてございます普通交付税を充てたいと考えております。

補正の詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） それでは、議案第8号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

それでは、事項別明細書につきまして7ページからご説明をさせていただきます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税では、本補正に対する財源不足を補うための増額補正となります。

次に、13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金及び16款県支出金、1項1目民生費県負担金では、事業費の増額に伴う増額補正をお願いするものでございます。

8 ページをごらんいただきます。

5目農林水産業費県補助金でございますが、3節におきまして、説明にあります経営体育成支援事業補助金につきましては、事業が不採択となり、その分をはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業に組み替えることによる減額と、もう1つでは、村長より説明がございました6月の大雨による林道被害に対する林道の復旧工事に関する増額補正となります。

次に、3項1目総務費委託金では、群馬県議会議員選挙費委託金の不用額の減額をお願いするものでございます。

次に、19款繰入金、2項5目飲料水水源施設等管理基金繰入金では、簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

7目土地開発基金繰入金では、各基金の整備に伴い、土地開発基金の額を減額することによる繰入金となります。内訳といたしましては、一般会計で買い戻す分として9,211万

5,000円、また基金減額分として2,134万2,000円等が内訳となっております。

9ページでございます。

21款諸収入、4項1目雑入では、後期高齢者医療療養給付費及び後期高齢者医療広域連合共通経費の平成30年度精算金となります。

10ページをごらんいただきます。

2款総務費、1項4目財産管理費では、説明欄にございます普通財産管理事業において、歳入でご説明いたしました土地開発基金で所有しておりました土地の購入費となります。

次に、8目電子計算費では、文書管理システム費におきまして、年号改修に伴う費用、人事給与・財務会計システム費におきまして、令和2年度から制度の任用が開始されます会計年度任用職員制度導入に係る財務会計システムの事前の改修費用、地方公会計システム費におきましては、大変恐縮でございますが、年間サポート費用に不足が生じたことによる費用につきまして、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、10目諸費では、各種団体負担金及び補助金におきまして、ふるさと祭り補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、4項3目群馬県議会議員選挙費及び4目高山村議会議員選挙では、それぞれ各施設による不用額の減額補正をお願いするものでございます。

12ページをごらんいただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、交流施設「なごみ」管理運営事業におきまして、既存の冷蔵庫が修理不能となったことによる更新費用。

忠霊塔管理事業におきまして、忠霊塔上部部分が経年劣化に伴いまして、すき間部分に水が入り込み、石材交換が必要となったための修繕費で、それぞれ増額補正を行うものでございます。

次に、2項2目保育所管理費では、保育所管理事業におきまして、施設修繕料に不足が生じることによります増額補正をお願いするものでございます。

次に、3目児童管理費では、児童館運営管理事業におきまして、平成30年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴う国・県の還付金となります。

13ページとなります。

4款衛生費、1項2目保健予防費では、健康増進事業におきまして、健康教室事業及び脳卒中予防対策事業に対するそれぞれ事業費に不足が生じることによります増額補正をお願いするものでございます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、歳入でご説明いたしました経営体育成支援事業補助金につきまして、事業が不採択になり、その費用をはばたけ「ぐんま担い手」支援事業に組み替えることによる減額補正となります。

4目畜産振興費では、公共牧場運営管理費におきまして、雇上賃金を、5目農地費では、土地改良事務費におきまして、事務事業実施に伴う臨時職員1名分の賃金をそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

14ページをごらんいただきます。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費では、里山森林環境整備事業におきまして、村の単独の里山整備事業の増加、国庫事業の里山整備から北山地内作業道開設費用へ組み替え等を行うもの、また県単林業事業では、歳入におきましてご説明いたしました林道の復旧工事に関する事業をそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、3目公有林整備事業費では、水源林造林事業におきまして、追加事業による増額補正をお願いするものでございます。

15ページをごらんいただきます。

8款土木費、1項1目土木総務費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として増額補正をお願いするものでございます。

次に、4項1目住宅管理費では、職員の住居の場所の変更による通勤手当、また3目住宅政策費では、住宅リフォーム補助金に不足が生じることから、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、9款消防費、1項1目消防費では、消防団員運営事業におきまして、消防団員の報酬の増額につきまして増額補正をお願いするものでございます。

16ページをごらんいただきます。

10款教育費、6項2目文化財保護費では、文化財維持補修事業におきまして、三島神社社殿等補修補助金に対する増額補正をお願いするものでございます。

次に、13款諸支出金、1項1目基金費では、土地開発基金の減額に伴い、預貯金分の剰余額を財政調整基金に積み立てるための増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、林和一議員。

○3 番（林 和一君） 15ページ、土木費の4項3目住宅政策費の中に、今回、住宅リフォームの補助金事業についての増額補正というのが計上されております。今年度した件数はどんな状況かということとあわせてなんです、今後この制度の将来の継続性もあわせて伺えればありがたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、住宅リフォーム補助金の総体的なことを申し上げさせていただきます。

平成24年度に制度ができまして、149件の方がお使いをいただいております。令和元年度におきましては、11件の申請が出ております。ただいま問い合わせが数件ございます。

今現在の予算の残高が90万円ほどということで、実際にご要望にお応えができなくなる可能性があるということで、今回補正をお願いしたということでございます。

なお、住宅リフォーム補助金につきましては、政策になりますので、村長よりご答弁申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 継続性について説明を申し上げます。

この事業は大変いいプログラムであるとは考えておりまして、継続については、やぶさかではないというふうに思いますけれども、これを年間何件とか決めて、消化したらまた次年度に回すとか、そんな工夫も必要ではないかと思っております。それについては、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5 番、野上議員。

○5 番（野上富士夫君） 本一般会計の補正予算につきましては、補正総額1億6,300万円と、金額的には大きい額でございますけれども、個別に見ますと、大雨によります災害復旧費用、あるいは土地開発基金所有の土地の取得、それとふるさと祭り補助金70万円の増額補助、これは新元号に伴うもの、あるいは村制施行130周年にふさわしいふるさと祭りにするための補正でございまして、あいにくの台風の影響により、屋外の行事は村民会館、あるいは花火

については、14日から17日に延期になりまして、多くの帰省客の皆さんには花火を楽しんでもらうわけにはいきませんでした。非常に残念ではございましたけれども、花火の打ち上げ場所も変更になりまして、最高5号玉という制限もありましたけれども、高山村の村民は近くで花火が見学できるということで、10号玉も5号玉もそんなに見劣りもしない内容でございましたし、最後の花火については、記憶に残るすばらしい花火であったなと思います。大変関係者の皆さんには、ご苦労さまでございました。

それと、高山村の今日の礎を築いた戦没者を祭ってあります忠霊塔の修繕、あるいは高山村の福祉、あるいは幼児教育を担う保健福祉センター、保育所の修繕費用、あるいは低迷する林業を何とかしなければならないということでの作業道林道工事に対する増額補正、それと特会への繰出金、それと三島神社への100万円の補助金の増額補正、三島神社につきましては、氏子から寄附金を徴収したわけですが、氏子の皆さんも非常に頑張っていて、宮司が考えていた以上の寄附金が集まったわけです。それで村の文化財については、条例で補助をすることができるという内容がありまして、当初は考えていなかった洗い場だとか、もろもろの工事もしたかったけれども、寄附金が思ったよりも多く集まって、村の補助金もいただけることであればということで申請が出たと思いますけれども、この補助金のために懸案事項は全て解決したような話が、9月1日の中山神社の例大祭の際に宮司から話がありました。

それと、財調への積立て。この内容を踏まえまして、この一般会計の補正予算につきましても賛意を示しまして、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第24、議案第9号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億649万7,000円にするものでございます。

補正の内容は、国民健康保険税の還付金に不足が生じたため、100万円を増額するもので、財源は、高山村国民健康保険基金を取り崩して充てるものとなります。

予算書6ページをごらんください。

歳入では、6款繰入金、2項1目基金繰入金で100万円の増額となります。

予算書7ページをごらんください。

歳出では、9款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金で100万円の増額となります。

以上、慎重審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第25、議案第10号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ566万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,915万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、今年度において水道施設等の電気料が現時点で、昨年度と比較して多く使用しており、予算に不足を生じる恐れがあるため80万円の増額、また吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会の上下水道料金システム業務が統一したことに伴い、吾妻郡自治体クラウドのサービスに切りかえるため、システムのハードウェアを新規にリースしたことにより36万8,000円の増額、権現配水池のボーリング工事において、仮設造成並びに鉄板敷工事が追加となったことにより、1式で450万円の増額となったことによるものでございます。

歳入では、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で548万7,000円の増額、5款繰越金、1項1目繰越金で18万1,000円の増額となります。

歳出では、2款水道事業費、1項1目水道管理費において、11節需用費で光熱水費が80万円の増額、14節使用料及び賃借料で36万8,000円の増額、15節工事請負費で450万円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の審査及び調査等のため、9月6日から9月19日までの14日間は、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月19日までの14日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回の本会議は9月20日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1 時 2 9 分

令和元年高山村議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年9月20日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 11号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 認定第 1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成30年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成30年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成30年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5号 平成30年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 6号 平成30年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成30年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 一般質問
- 日程第11 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 後 藤 明 宏 君

2 番 佐 藤 晴 夫 君

3 番 林 和 一 君

4 番 後 藤 肇 君

5 番 野 上 富 士 夫 君

6 番 山 口 英 司 君

7 番 平 形 眞 喜 夫 君

8 番 奈 良 哲 男 君

9 番 小 林 進 君

1 0 番 林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	飯 塚 哲 也 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	平 形 郁 雄 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	佐 藤 章 彦 君	住 民 課 長	飯 塚 優 一 郎 君
農 林 課 長	星 野 茂 樹 君	建 設 課 長	飯 塚 欣 也 君
地 域 振 興 課 長	割 田 眞 君	教 育 課 長	割 田 信 一 君
保 健 み ら い 課 補 佐	山 岸 栄 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和元年高山村議会第 3 回定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 1、議案第 11 号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 11 号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第 4 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 7,955 万 1,000 円といたしたいものでございます。

補正の内容でございますが、A コープ高山店跡地の土地の購入費用となります。御承知のように、吾妻農業協同組合で経営しておりました A コープ高山店が本年 8 月をもち閉店となりました。村といたしましては、村内唯一の生鮮食料品等の販売されている店舗であり、利用者も多いことから、閉店後の買い物弱者の支援対策を考えていたところ、沼田市横塚にあります有限会社小池、すーぱーこいけさんから既存建物を利用した店舗営業は可能とのお話をいただきました。

村といたしましても、ぜひ協力をいただくための申し出をし事業を進めてまいりたいと考えております。吾妻農業協同組合との話し合いでは、既存建物については無償譲渡とし、土地については本補正予算案のとおり 300 万円で譲渡したいとのことでございました。

購入を予定している土地でございますが、中山 2909 番地の 4、面積は 1,154.85 平方メー

トル、約350坪となります。なお、建物につきましては木造平屋建て、面積は509.91平方メートル、約155坪となります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

9番、小林進議員。

○9番（小林 進君） この買い物弱者を救うための誘致、小池さんの誘致ということで、これは大変いいんですけれども、公共用地を無償で貸すということになっていまして、その辺のところどうなんですかね。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 公共用地でありますけれども、前例がございまして、日本アカデミーが高山に進出するときも、この建物は無償で貸すということでもあります。村の創生事業の一環としても有意義ではないかということでもあります。と同様に、買い物弱者のための施設でございまして、利便性を図るということは村にとっても有益であろうかと思っております。村としては、支援する形で無償で貸すということにいたしました。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 説明を伺いまして先例があるということで、わかったんですけれども、ある人たちから、これは少数意見なんですけれども、無償で貸すということは小池と何かあるのではないかというような意見もあったものですから質問したんですけれども、その辺のところをよく考慮いただきまして今後につなげていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 今無償でって、これ自体をやることには全然反対はなく、ぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、その日程とか、大まかがわかれば、教えていただく、大体いつごろ、こういった具合でという部分までわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 今の後藤議員のご質問ですけれども、本日、土地の購入費で300万円を可決していただきましたならば、その後、直ちに吾妻農協と建物については寄附行為と、

無償で村にいただく話になっております。土地につきましては売買契約という形で、近いうちにその手続を進めたいと思っております。

それが済みましたらば、今度はすーぱーこいけさんとの契約関係になりますけれども、先ほど村長が申し上げましたとおり、無償貸与という形で進めてまいりますけれども、その場合は、先ほど小林委員からご質問がありましたように、公有財産を無償で民間に、村の財産を他人に貸す場合には議会のほうの議決が必要でございます。それを経まして小池さんとの正式契約というような形になろうかと思えます。

ですから、次は執行部としますと、いろいろ条件が整い次第、臨時議会をお願いするような形になろうかと思えますけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

6 番、山口議員。

○6 番（山口英司君） 令和元年の第 2 回定例会におきまして、A コープ高山店撤退に伴う買い物客弱者対策について一般質問を行いましたけれども、後藤村長より、買い物弱者の支援は急務であり、その対応策として、A コープ高山店の既存店舗にコンビニ等を誘致し、買い物弱者の支援をさせたいと、こういう答弁をいただきました。

A コープ高山店は 8 月末をもって営業を終了しましたが、本件議案は、沼田市のすーぱーこいけ様が A コープ高山店跡地において営業を開始するため、宅地、建物を先行取得するものであり、購入価格も、先ほどの面積の発表もありましたが、平米単価で言いますと 2,598 円ということになります。きょうの新聞報道にもありましたが、高山の基準地価格、中山の古戸ですけれども、宅地、大体 8,000 円という報道でありました。それと比較してもかなり定額な金額であり、先ほども申したとおり、価格妥当なものと判断をいたします。

そういうことであり、本議案について賛成をいたしたいと思えます。

御心配をいただいた村民皆様も喜ぶことと思えます。また高山村の早急な対応と決断がこのような好結果を生んだものと評価いたしたいと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、認定第1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案については、去る9月5日に一括上程され、その全てを全員で審査いたしました。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて、一問一答方式とし、時間、回数の制限は行いません。なお、質疑の際にはページ及び事業名称を言ってからお願いします。

それでは、まず、1款及び2款についての質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 54ページになります。

2款総務費、1項2目広報費、高山村のホームページ運営管理事業になります。高山村のホームページ運営管理事業において74万3,832円が支出されております。株式会社測研に運営管理を委託しているようですが、情報化時代の中で行政のホームページを開設するのは当たり前であり、閲覧数が多いかどうかでその可否を判断するものではないと考えております。私自身、在宅時にあっては必ずと言っていいぐらい閲覧にいらいます。

しかし、遅々としてトピックス欄に掲載されているものが相当期間更新されていないでいると、少し飽きがくるというか、きょうはいいかというような気持ちにもなります。また反面、

村としては大きな事業や催しであるにもかかわらず、必要と思われるような記事が載らないなど感じることもあります。村外皆さんへのPRというだけではありません。村民も閲覧しているわけですから、小まめな記事更新は必要かなと考えております。

そこで、ホームページの記載内容について、担当職員が関与できる情報発信はどの部分まで可能なのか、また日常的に関心を持てる内容の記事掲載への考え方はどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） お世話になります。

ただいまの林議員の質問でホームページでございますが、まず、職員が関与できる部分について、トピックス欄については職員のほうで入力してございます。それと、同じホームページのトップページの中で新着更新情報あるいは行政からのお知らせも地域振興課の職員のほうで行っております。

ご質問のトピックス欄につきましては、何かあれば職員のほうで更新しているわけなんです。どうしても地域振興課の情報に偏りがちな部分もございます。そういった部分、御指摘のとおりちょっと各課情報共有をさせていただきまして行事等掲載するように考えたいと思っています。ホームページは見ていただいて価値が出てくるものと私も考えております。そういったことで、ご指摘の部分につきましては各課のほうに問い合わせをしながら、情報掲載をしたいと考えております。

また、その中でも、新着更新情報あるいは行政からのお知らせ、こういった部分については、また村政の重要な部分等も掲載してございます。これについては随時新しい掲載してございますので、こちらのほうは最新のものが載ってございます。

ただ、先ほど申しましたように、トピックス欄につきましては、観光情報等につきましては地域おこし協力隊のほうでも更新のほうはしているわけですが、職員でできることについてはその都度確認をして見ていただくような仕組みをまたつくっていきたいと思います。どうぞ御理解をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） ホームページの件についてはよろしく対応いただきたいというふうに思います。

続いて、58ページから60ページにかけてになります。

2款総務費、1項5目企画費、総合計画マネジメント事業でございます。総合計画作成準

備としての経費となりますが、主管課職員がマネジメント支援を受け、本来あるべき行政指導の手法を勉強したということでもあります。本来あるべき手法とは、各種行政需要を施行するその上位に計画があり、この計画にそぐわない案件については待ったがかけられるというような重さがあるものと解釈をいたします。今までも計画と予算づけの整合性はとられてきたと思いますけれども、総合計画のもとに行政執行があるべきとする手法のマネジメント支援を受けられたということは、非常に良いことであろうと考えます。村長に伺います。

村長の姿勢として、総合計画のぶつけ合いといいますか、特に主管課職員との議論を経て取り組む姿勢を期待いたしますが、この辺のお考えを伺います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 林議員の質問にお答えいたします。

第5次総合計画は、計画策定に当たっては村民の方々のアンケート調査をもとに議論を重ねて作成されました。今回のマネジメント事業で、この計画は予算と関連づけられていないことや、職員の意識の改革、行政評価、財政見通し等の作成など勉強し、後期計画の策定に向けて準備ができたと思います。限られた予算の中で身の丈に合った行政執行をしなければならないと考えております。

これにはトップダウンの手法ではなく、村の施策の基本となる総合計画に基づき進めていかなければならないと思います。これは村長がかわっても基本となる計画は変わることはありませんが、村政を執行する上で、私の考えと主管課職員との議論はかかせません。このように基本となる計画は大きく変わることはございませんが、現在の世の中の速い変わりようでは、総合計画を取り巻く環境もかなり変化している場合もあります。この変化に即した議論も必要かと思えます。

こうした議論は、副村長を中心とした課長全員の間で構成されている未来プロジェクトで練った上での計画にしたいと考えております。

○議長（林 昌枝君） 質疑はありませんか。

4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） ちょっとこれ私のほうでは認識不足かなということも考えられるんですけれども、16ページの固定資産を一般会計に入れるわけというんですかね、その辺がわかれば教えていただければと思うんですね。

○議長（林 昌枝君） 佐藤課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） 後藤議員の御質問でございます。一般会計に歳

入しております固定資産税をなぜ一般会計のほうに収納するかという御質問でございますが、これにつきましては上位法令で地方自治法あるいは地方財政法等ございまして、それらの規定に基づいて普通税として扱うものにつきましては一般会計において収納処理をするという形になってございます。

よろしく申し上げます。

○4番（後藤 肇君） はい、わかりました。引き続きでいいですか。

○議長（林 昌枝君） はい。

○4番（後藤 肇君） 56ページですが、2款1項のところなんですけれども、その中で駅周辺駐車場管理事業ということで41万円の支出があるわけなんですけれども、この駐車場というのと、上毛高原駅と渋川駅の駐車場かなという考えがあるんですけれども、その辺の利用率なんかがわかれば教えていただきたいのと、それに付随してじゃないんですけれども、その駅周辺の真ん中のほうに役場駐車場の除雪作業費というので支出がある。これ金額的には少ない金額かなんて思うんですけれども、この除雪費用というのは、どの辺の除雪をする費用に充てているのかお知らせいただければという感じがするんですが。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 後藤議員の御質問でございます。

駐車場の関係についてのことでございます。

上毛高原、渋川駅の周辺にございます駐車場の利用状況について、まず御説明させていただきます。

上毛高原につきましては、おかげさまで多くの方から利用されておるわけでございますけれども、利用状況といたしましては、過去3年、平成28年には1,302件、平成29年が1,380件、平成30年度1,358件となっております。また、渋川でございますけれども、平成28年で279件、平成29年で242件、平成30年度におきましては379件という利用状況となっております。

続きまして、役場の駐車場の除雪の関係でございますが、これにつきましては過去におきましても議員さんから御指摘いただきまして、役場の駐車場ぐらいは職員で除雪するのがよろしいのではないかというような御指摘をいただいております。これにつきましては、まず、方向といたしまして、雪が降った場合の除雪の体制でございますけれども、早目に職員が来て庁舎の周りについては勤務時間外、勤務時間が8時半からですから、8時半までには周辺の除雪は実施してございます。これはボランティアでやっていただいております。

また、住民の方たちが利用する駐車場につきましては大変広うございますので、それにつきましては、この決算自体が事業目で今掲示されておるわけでございますけれども、その後、事業目の前は除雪費ということで一緒くたで除雪費用、これは今までも変わりなく役場の住民が利用されている駐車場については業者の方に、村道を除雪するついでにやってもらってございました。それが事業目になりまして、そちらのほうに総務費のほうで計上されるようになりまして、それについてこういう形になってあらわれたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、ここに与えられている費用といたしましては住民の方が利用する駐車場につきましてはの除雪費となります。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） 今の答弁でよく分かったところなんですけれども、一応住民の駐車場に関しても、例えば一般ですと、その辺までやって当たり前ということはないんですけれども、たしか場所とか広い部分があるんで大変だなと思うんですけれども、その辺の意識づけによって、やはり周りで見ている方が、やっぱり役場の職員もすごい頑張っているんだなというようなこともあるので、できる限りの範囲でやっていただければと。どうしてもできない部分はお金使うしか仕方ないと思うんですがね。無理して業務に支障を来すようなことであってはならないかなと思うんですけれども、やはりできる限り自分で身を切る改革ではないんですけれども、そういうものをやりながら自分の仕事を当たり前に行っていくというのが姿勢として必要なというように感じたんで、ちょっと質問させていただきました。

もう 1 点なんですけれども、これはページで言いますと 64 ページ、2 款 1 項のほうになるんですけれども、交通安全対策事業で指導員 6 名ということで 102 万円ほどのお金をいただいているわけなんですけれども、これ自体は別に問題はないかなと思うんですけれども、指導員の中で今、女性を含む 5 人なんですけれども、前年度は 6 人ということでやらせていただいたわけですが、特に今までですと高山の交通指導員というと年配者が多かったというようなことなんですけれども、今回に関しては若い女性が入っていただいて、やっぱり女性選出部門でよかったかな、半分、半分、今は、さっき言ったように 2 名、3 名で 5 名になっておりますけれども、3 対 3 でやらせていただいていた時期がございました。そういう中では……してよかったかなと思うんですけれども、その辺は、頑張ってやっていただける、方向づけるのもやはり若い女性なんです、やはり子育てをしながらとか、そういう部分も時間を割いてやっていただけるわけなんです、もう少し極端に言いますと、底上げの補助をお願い

いしたいかなというところが結論的なところですね。

例えば170万円でやって、固定給1人10万、1回の指導手当が1,800円だったですね。これで割りますと大体1人頭39回、40回前後、年間として出動件数、なるわけですね。そのほか災害の、自然災害というの多くなっていますから、事故も。村内でのことになりますけど災害とか事故の火災なんかでは、この方法を使っていくしかございませんが、交通整理でも多少前後はあるかなと思うんですけれども、あらゆる面で指導員の動きというものはとらえられるかななんて思いますけれども、その辺を踏まえまして、ぜひ増額できるものであればやっていただきたい。頑張ってもらえるものに対しての報いかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 2款1項5目企画費の中で移住・定住促進事業という、60ページから62ページになります。この中で広告料として移住・定住プロモーション特設バナー広告掲載とか、移住・定住プロモーションメール配信、また移住・定住コーディネーターというような予算が使われておりますが、こういったものを30年度に実施した中で、4月から全部やれたわけではないと思いますけれども、この反響的なものはどんなものがあつたか教えていただければありがたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田地域振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 佐藤議員の御質問でございますが、移住・定住事業につきましては、30年度からコーディネーターを委託いたしまして本格的に始めたところでございます。始めた年でございますので、上期につきましては動向調査といったところでございました。下期につきましてだんだん相談も受けるようになってきてまして、コーディネーターの方の活動で月大体80時間ぐらいは活動していただいています。

そういった中で、移住・定住の相談を受けているところなんですが、相談を受ける中でどうしてもネックとなるのは住まいが一番ネックになってきております。空き家をどうしても紹介してほしい、そういった照会は結構ございます。実際今、高山村で空き家バンクに登録されている件数、まだ現時点ではございません。ただ、これはことしの調査になりますが、高山の空き家15軒をコーディネーターと課の職員と調査いたしまして、持ち主の方にもちょっとコンタクトをとって動向を伺いました。

そんな中、7軒の方が空き家バンクに登録してもいいよという返事をいただいて、ただい

ま申請用紙を送って、申請待ちでございます。こういったところが整理されてくれば、空き家の紹介もこれからできてくるのかなと考えてございます。

あわせてこの移住・定住の活動といたしまして、東京の東京交通会館、ふるさと回帰センターで行われている移住・定住相談会にも積極的に参加しておりまして、そういった中で相談者の方も何人か聞いてございますが、高山村の弱いところというのは高山村の知名度、こういったものがもう少し上がってくれば相談してくる件数も方もまたふえてくる、いただけるのかなんていう実感を感じております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 1 番、後藤議員。

○1 番（後藤明宏君） ページ数で言いますと60ページ、2 款 1 項 5 目の12節なんですけれども、若者定住支援キャンペーン、移住・定住促進事業の中の、ぐんま愛ここに生きるの内容を教えていただきたいんですが。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） ぐんま愛ここに生きるという内容でございますが、これは上毛新聞社が少子化、人口減社会に対応するため、平成28年から県や市町村、企業、団体の協力をいただきながら取り組んでおります若者定住支援キャンペーンとなります。地域、企業の魅力、群馬の潜在能力を掘り起こし、紙面あるいはネット、人的連携等を駆使いたしまして、県内外に情報発信をしているものでございます。

高山村では、昨年度、平成29年にこの企画に参加をいたしまして、上毛新聞の1面を企画ページとして、テーマを「人の思いが人をつなぐ」として、高山村の紹介や人物、団体等の紹介を行ってまいりました。昨年度は67の企業と30市町村がこの企画に参加しておりまして、その新聞に掲載されたものを1年間まとめまして、冊子にして、これを各所に配付しているといった事業となります。金額はここに掲載しているとおりでございますが、50万のプラス消費税ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、山口議員。

○6 番（山口英司君） 46ページ、2 款 1 項 1 目、一般職人件費の中で4 節の共済組合負担金、844万1,198円、それにその下段が共済組合負担金（追加費用）とありますが、この475万8,685円について説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 山口議員の御質問でございます共済組合の追加費用についての内容でございますけれども、追加費用でございますが、結論から申し上げますと、恩給制度から共済組合制度に移行された際、その移行前の受給者等に支給される分の負担金となります。恩給制度でございますけれども、公務員が一定年限、勤務後に退職、死亡した場合等、またその遺族に支給される給付金となるものでございます。昭和31年に国家公務員、昭和37年に地方公務員がそれぞれ共済制度に移行され、公務員の年金制度は恩給から共済年金となりました。現在の恩給対象者は共済制度移行前の退職された軍人以外の行政事務職及び旧軍人並びにその遺族が対象となっております。

対象者を参考までに申し上げますと、全国で約27万人、このうち98%が旧軍人関係となっております。したがって、恩給対象となる現職者の公務員は現在は存在してございません。

なお、追加費用の額の算出につきましては、自治体職員の標準月額、この年額に指定された追加費用率、これに乗じて得た額が追加費用分の負担額となります。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ありがとうございます。

旧軍人の方が大部分ということなのですが、そのためにも、国のために尽力された方々のためにこんな制度が導入されているのかなという、大まかなことなんですけれども。続いてよろしいでしょうか。58ページ、2款1項4目の普通財産管理事業、17節土地の取得費なんです。この用地取得費223万4,000円について、よく皆さんに分かってもらったほうがよろしいかなと思ひまして、あえて質問をさせていただきたいと思ひます。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 駐車場の予定地の用地取得費でございます。これにつきましては、用地取得につきましては4筆、4名の地権者との売買となっております。面積でございますけれども、全体の面積が616平米、約186坪となります。

取得価格につきましては、不動産鑑定士に依頼をいたしまして平米単価を算出した数値をもとに決定をさせていただきました。平米当たりの単価につきましては3,600円となり、坪当たり約1万2,000円といたしまして、100以下を切り捨てた金額をそれぞれ契約金額とさせていただきます。そのトータルが223万4,000円ということでございますけれども。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） この場所の利用、何のために利用するかということ。

○総務課長（平形郁雄君） すいません、ちょっと質問の内容をお聞きするのが適切でなかったようで申しわけありません。

この土地の取得につきましては、議員の皆様には既に承知されているところでございますけれども、高山の現在の駐在所が場所を移設したいというようなお話がございました。これにつきまして場所の選定につきましては村の協力を得たいということで、村でも場所を選定いたしましたところでございますけれども、その場所について、農地法とかいろいろ縛りがある中で、現在駐車場として造成をまだしておるところでございますけれども、県道36号線、渋川方面から道の駅に入るところの右手の土地でございますけれども、これにつきましては県警本部も視察に来ていただきまして、大変いい場所だと、ぜひその場所をお願いしたいということがございました。

村で造成費用を負担しておるわけでございますけれども、これにつきましてもいろいろなお話がございまして、これがたとえではございますけれども、今、県警本部のほうでも駐在所、交番等々の合併というような話もあるようでございます。高山村の駐在所、その隣に名久田の駐在所があるわけですが、これらにつきまして合併なんていうお話も若干ございました。これはうわさ話程度でございますけれども、例えばそれがもしそんな状況になった場合、高山村から駐在所がなくなるというのは、非常に村民にとっても不安な材料でございますし、安全について大変脅威に思った所存でございます。

そんなところで、駐在所が移転するという用地については村で提供するのでもいいんではないかというようなお話がございました。それで駐車場として整備をしておいて駐在所の移転を待とうじゃないかというようなことからのお話でございます。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 駐在所ということなんですけれども、土地を先行取得しておいて何とかそこにまた駐在所をつくっていただきたい。そういうことで、ぜひ村民の安全のためにも……を行っていただきたいと思います。

もう一つ続けてよろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） はい、どうぞ。

○6番（山口英司君） 同じく58ページの2款1項5目企画調整事務費の13節業務委託料、村の中心地づくり構想、このパース作成というので40万円というのがございます。以前、全員協議会の席上で一度見せていただいた観光交流館の模型かなというふうに考えるわけですが、だとすれば、この金額的な40万円が、素人であります私どもにとってはかなり高額なものだというような感じもいたします。交流館を設計するに当たって、またつくるに当たって、これが必要なものかどうか、その辺も含めて説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課、割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 山口議員の質問にお答えいたします。

先ほど山口議員がおっしゃられたとおり、これは今年度建設を予定されます観光交流館のことについてでございます。村の中心地づくりプロジェクトで協議いたしまして、1階、2階の間取りということになったわけなんです、平面的な図面ではちょっとわかりづらい、説明しづらい部分もございました。それで、立体的なパースをつくりまして、交流館の立地条件を状態を確認して理解していただくために、設計業者に委託をして作成していただいたものでございます。40万円という金額は確かに高いなと思ってございます。これも150分の1というスケールを忠実に再現させていただきまして作成をしたものでございます。理解するために作成したということでご理解いただけると大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 2款1項5目、60ページです。市町村乗合バス沼田方面の負担金ということで、質問させていただきます。

この件は、過去に自分が一般質問した覚えがあるんですけども、そのときに課長、沼田方面のバス643万8,000円ですか、このあれについて交渉していただいたようなんですが、その交渉したときのことをもう一度教えてください。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 小林議員の御質問、3月定例会のときですか、一般質問いただいたのが。そして沼田市の交通担当、課長を含め、この件について話をさせていただきました。内容としては、1つは、今の負担割合の見直しはできないかと。当時は、高山村からお客さんが随分いて、高山村のほうから沼田市にお願いしたといった経緯もあるというお話を聞きましたけれども、現状を見ますと、利用者については高山村が極端に少ない、距離についても極端に短いといった話もさせていただきまして、この負担割合の話、これについ

ては沼田市も、一遍には無理だけど徐々に変えていければ沼田市のほうでも理解してもらえるかなという話をそのときはいたしました。

それともう一つは、高山村に今来ているバス、これを高山村のほうで独自で沼田市のほうへ行く方法はどうですかという話もさせていただきました。この件につきましては、公共交通を管轄しています国の群馬陸上運輸支局、こちらについてもちょっと御相談をさせていただきまして、この件についてはいろんな方法があるけれども、沼田市に入っていく場合は沼田市側と十分協議するようという話はいただいております。

こういった面も含めて、この件につきましては何とかしなければならないということは重々承知しておりますので、また検討していきたいと考えています。

沼田市との協議の内容については以上のとおりです。

○議長（林 昌枝君） 9 番、小林議員。

○9 番（小林 進君） この質問するとき事前通告いたしまして、課長には、高山の業者とも話し合いをしていただきまして、沼田方面にバスを運行するに当たってどのような支障があるかということも話しをしてもらってると思うんですが、その辺も説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） ちょっと漏れて申しわけございません。

バス事業者、高山でバス事業を行っている業者と話もさせていただきまして、高山の住民だけ乗せて、沼田市では降りて、またその方を帰りに連れていだけ、そういった方法でどうですかという話もさせていただきました。その場合、見積もりも出ささせていただきました。午前中 2 回、午後 2 回、それでちょっと見積もった金額は、人件費のみの金額でございます、朝夕ということで拘束時間もちょっと長くなるということで、金額だけ見積もってもらったところ、これざっくりなところもあるんですけれども 577 万、これが人件費のみということでございます。これが平日のみ稼働した場合で、午前中 2 回、午後 2 回、バス等は村のほうで用意していただいたことを前提にということで見積もっていただいた金額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 9 番、小林議員。

○9 番（小林 進君） まず、私がこういう質問したというのは、沼田方面に通っている高校生、朝の部活動の時間に間に合わないということで、六百何万も払っているのに高校生乗っていないんですよね。それで、確かに沼田から本宿のバス停まで 3 km。たった 3 km 入って

来てくれているのに600万以上負担金を払っている、沼田市のバス会社から見ると、これは大変なドル箱ではないのかなと、なかなか手放すことはないだろうと、想像するのに。そして私もいろいろの業者の皆さん、村の業者の皆さんと話をしたんですが、こういうそんなあれは大丈夫です、支障ないですよという話もいただいております。やれっっていえばやりますよと。

そして、この643万8,000円、これ1年の負担金をあれすれば、そこに行くバス買えるんじゃないですか。そして沼田市にこれだけのお金を落としているなら、経済波及ということを考えますと、村内業者にお金を落としてもらって、そして村の人たちに利用してもらう、大きな違いが出てくるんじゃないかなという気がしております。

それとあと、沼田へ行く高校生たちがなぜバスに乗らないか。先ほど申し上げましたけれども、部活動の時間に間に合わない。このバス、聞いてみますと、沼田の駅、電車に合わせた時間帯で運行しているそうです。そうすると、今度は高山村独自のバスをあれすると、高校生の朝の時間帯に合わせられるようなバスの時間を作れるんじゃないか。そしてバス代も、運賃も幾らかこうに出来るんじゃないかという気もしております。子供を沼田に送る、沼田まで送る、まあ3年間ですけれども、今まで仕事をしていた、パートをしていた奥さんが、パート代よりバス代のほうが高いので、パートを辞めて送り迎えをする人もいたと聞いております。ぜひその辺のところをまた交渉してもらって、ぜひとも村の人たちが使いやすいバス、通勤ができる形に考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 2点ほど質問させていただきます。

60ページになります。2款1項5目。先日も決算審査のときに未来プロジェクトというようなチェックが私のほうにしてあったものですからお聞きをしたいと思います。未来プロジェクトで東北方面に視察に行かれたというようなお話しをお聞きしたんですが、どのような内容の視察であったか聞かせていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 奈良議員の御質問で東北への視察でございますが、行った場所は岩手県の滝沢市です。こちら内容といたしましては、総合計画、こちらは計画自体がととも進んでいる地ということで視察をさせていただきました。1泊2日ということで、行ける人数が少なかったんですが、全部で7名の職員が行ってございます。

滝沢市は総合計画に対する取り組みが、住民を巻き込んだ取り組みをやってございます。かつての滝沢市も総合計画については総合計画自体が形骸化されていた、そういったところを見直すために取り組みを始めて、もうはや10年以上この仕組みを続けて来ました。そういったところを勉強させていただきまして、高山のほうの見直しにつなげたいと思って行ってきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） すいません、私も同行しましたので、ちょっとお話しをさせていただきます。

今振興課長話したように、滝沢市も昔は滝沢村だったんだそうです。岩手県の岩手市の隣の自治体なんですけれども、今は市で、滝沢市となっていますけれども、その滝沢市も以前、財政難で苦しんだそうです。滝沢市においても総合計画、全国どこの自治体も総合計画というのを10年から8年とかのスパンでつくるわけなんですけれども、それで高山と同じような形態で推移したと。これでは市がもたないと。

それともう一つは、総合計画が形骸化しちゃっていると。要は、総合計画がひとり歩きして予算は別個の歩き方をしていると。基本的には自治体の行財政は総合計画が一番のバックボーンと申しますか、自治体の背骨です。背骨に予算をつけているわけです、基本的にはですね。最終的な目的は、住んでいる地域のその自治体の住民の方の幸せ度をどんどん上げていくんだと、そういった形が我々行政マンにとって一番大切なことなんですけれども、それを実現していくのに、背骨と毎年の予算が乖離していると。ということは、一番の形骸のもとだと。

そういった形で、滝沢市は、先ほど課長が言ったように、十数年かけて今の形にして、全国でも有数な、そういった意味で申しますと先進地だと、そういったお話を伺いまして、私ども7名で行ってきたわけなんですけれども、結果として、その研修を受けて、今この決算のほうに出ているかと思えますけれども、日本生産性機構のところにその関係のレクチャーをお願いしまして、今進めているわけなんですけれども、おくれげながら、少しずつ高山の行財政がその方向に向かいつつあるんじゃないかという形で思っております。

これは、だからぜひとも今後ともその形で進めていかないと、こういう財政力の小さい自治体で、今後この高山が独立して進むのには、こういった形をどんどん、どんどん進めないといけないんじゃないかという形に思いましたんで、補足で説明させていただきました。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 職員の方もそうやって先進地を視察していただくのは大変有意義なことだろうと思っています。本当に百聞は一見にしかずじゃないんですが、視察に行ってそういうことをよく感じます。ぜひ今後も進めていっていただきたいと思います。

さっき林議員からの質問と何かつながるところがあるように思っていますが、続いてなんですが、76ページの2款1項12目の景観形成事業……。

○議長（林 昌枝君） すみません。

暫時休憩いたします。

11時10分から始めますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

小林議員、先ほど何か質問があるとあれだったので、先にお願いします。

○9番（小林 進君） 先ほど自分の質問の終わり方が、どうも言葉が足りなかったようなのでこのようなかたちになりました。まず私がさっき質問したバスの件。これ村長、どのような考え方を、村長の考え方をお伺いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○村長（後藤幸三君） 小林議員の質問に答えたいと思います。沼田方面は現在生徒が大分少なくなったということも、これも一つの悩みの種でございます。少なくなっていて、また、沼田からロックハートに来るお客さんが多いというようなこともございまして、振興課長の交渉とかいろいろ、沼田方面に働きかけましたけれども、これは交通公共協議会において、これからのあり方というものを検討したいと思っております。よろしいですか。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 生徒数が少なくなっているにもかかわらず600万以上やっている、助成しているということですね。これを何とかしようということなんですよ。してもらいたい。そういうあれで、早く何とかやる。大きな無駄使いじゃないかなという気もするんですね。確かに生徒数は減っております。それはわかっているんですけども、最後は、例えばじゃ今の状態では、生徒やそういう人たちがゼロになってもまだこれだけのお金を払

い続けるのか、そういう考えで、そういう思いで。ですから、その辺のところを業者と、業者の人たちは村内で乗せて、沼田に入ったら誰も乗せないで目的地に行っておろすということとは、問題ないということを言っているんですから、ぜひとも沼田方面へ使うバスの事に関して、ぜひとも……。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） それについては、これから、その公共交通協議会で、そのあり方を検討するということでございます。有効なお金の使い方にしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） それと課長にお願いをして、1年間で土曜日、日曜日の日数を調べてくださいとお願いをしたと思うんですが、年間土日、祭日を抜いて、どれくらいあるんですか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 土日の数でございますが、30年度の数字で土曜日が49日、それと日曜日が53日でございます。それは、土日の祭を除いた数です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） なぜこんな質問をしたかといいますと、中之条方面にもこのバス、村営バスというかたちでいっていますが、土曜日、日曜日は、朝一番の始発のバスと最終バスに一人も乗らないんだそうです。これは誰が計算した、話したということは言えないんですけども、こんな無駄なことはないよと。このあれを、土日だけでも減らしても約100日ですね、3分の1です。燃料費、それと人件費、随分節約できる。これを土曜日、日曜日だけは、朝の一番のバスと最終バスを除いてもらえば、燃料費、人件費が随分節約できるんじゃないかと、バスに従事している人たちからも声が入ってきています。その辺のところを考えたほうがいいですよ。その辺のところは、どう考えますか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 中之条路線、1年間の集計がございますので、その数字をちょっと申し上げます。土曜日と日曜日で、最初の便と最終便ですね。

まず、土曜日が最初の朝一番の便、これが1年間で46名です。これが高山から中之条に行く便。それで、中之条から高山に来る便、これが最終便が土曜日、1年間で7名ということでございます。それと日曜日の最初と最終便、こちらが高山から中之条に行く便で、1年間

で日曜日は4名、それと最終便、中之条から高山へ来る便、これが日曜日に11名でございます。これを見れば、ほとんど乗っていないに等しいと思います。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） このような数字を見ると、やはり節約するということを考えますと、ちょっと考えたほうがよろしいのではないかと思うわけでございます。その辺のことを、どう考えていらっしゃるのか。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 私のほうからちょっとかわってご説明申し上げます。

小林議員がおっしゃるとおりだと思うんですけども、要はこの路線バスの関係で、ご存じのように、東武鉄道は路線バスを運行しているわけです。それが経営の関係で撤退してしまったと。その後に、高山村としましては、沼田、中之条に行く住民の足として、関越交通さんをお願いしたわけですね。沼田方面については、沼田が事業主体となって代替バスという形で運行していました。中之条方面につきましては、高山村が事業主体として運行していました。中之条方面につきましては、高山村が事業主体ですので、高山の意見が多く取り入れられて、運行会社もかえることができました。ですけれども、沼田方面は、沼田市が運行主体で、そこに高山が一定の割合の負担をしているという形ですので、主体者が沼田市でございます。

それで、今までずっと同じような形態で、その時代にはマッチしない、例えば利用客がどんどん減っても、その大もとに最初につくった形態を踏襲したということで、こんなような結果になっていると思います。

ですから、先ほど村長が申しあげましたように、高山村としては、その全体を考えて村の公共交通協議会ですか、そちらのほうに諮っていただいて、今後のあり方を検討していきたいということで、ご理解をお願いできればと思います。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 沼田方面のそういうあれはおおむね承知をしたんですけども、中之条方面の人数が少ない、この辺はどう考えていますか。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） じゃ、その減便のほうも、全体を考えて公共交通協議会を通じて、村のあり方を検討したいということでよろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） すみません。じゃ、先ほどの続きになりますけれども、76ページの2款1項12目景観形成事業です。

今はアドバイザーという形で、これは前橋の工科大の小林先生でしょうか。小林先生の今の役割というのは、どんな形で役割をされているのか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 奈良議員の御質問で、小林先生の役割ですね。景観の協議会を開くこと自体が今ないものですから、事例が出た時点で電話なりメールなりで相談をしていただいている、そういった役割を担っていただいております。最近の事例としては、やっぱり太陽光関係かなと思いますけれども、そういったものでわかりづらい、今までにないものについては、そういった相談をするような形をとっております。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 以前に景観条例というような形があったと思うんですが、その景観条例が今活かされていないように感じるんですが、というのは、太陽光発電が何か乱立しているというのではないんですが、高山村は非常に景観が素晴らしいというような、そんな外部の方からそういう意見をお聞きをしているわけなんです、このままでいくと、景観にも支障を来すんじゃないかと、そういうふうを考えております。その景観条例を活かす、今後それを活かせるようなかたちというのは、とれるんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 今の景観条例では、例えばつくるものの色、あと高さ、そういったものは制限できますけれども、太陽光自体をつくることについては、制限することはできません。ですから、そういった、私のほうも景観がいいのに太陽光発電パネルができちゃったという話はよく聞くんですが、それを抑止するには、景観条例自体を見直ししなければいけないのかなと思います。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） そのことも含めまして、その景観条例が生きるような形をとっていただければ、ありがたいなというふうに思います。せっかくの景色が無駄になってからでは遅いかなと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 次に、3款から5款について質疑を行います。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 92ページ、3款1項1目なんですけれども、交流施設なごみ管理運営事業について、雇上賃金で週3回、4名の方、報償金、食事づくり、夕食づくりによる謝礼として25万円の支出があります。雇上賃金ですと週3回4名、日当6,400円ということをお聞きしました。それに比べて、報償金のほうで食改推ですか、こちらのほうに支払われている謝礼のほうは25万円、93組207人ということをお聞きしております。日割りにしますと1,207円という金額になりますけれども、この差というのは、どういう形で出されているのか聞きたいんですがよろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課補佐（山岸 栄君） 後藤議員からの質問についてお答え申し上げます。

まず、なごみの当番の賃金で6,400円と報償金、食改推の謝礼というものの差でございますが、このなごみの子育て支援センター開設に伴う昼食づくりということになっておりますが、年間25回開催して207人とありますが、このほかに囲碁クラブだったり、将棋クラブ、そういった方々も火曜日、木曜日、土曜日に来ていただいております。ちょっとその辺の人数等を掲載しておりませんでした。また、その差も若干差はなくなるかと思うんですが、利用者については、そういったほかの団体、利用者等もありますので、そこまでの差はないと考えるんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 利用者の数ではなくて、この雇上賃金の6,400円と報償金の25万円に対する人数割でいきますと、一方が1,207円ということで、かなり少ない金額だと思うんですね。同じ仕事をしている中で、この金額というのは、かなり食改推の方にも申しわけないなという気持ちがありますので、その辺を見ていただけたらと思います。

○議長（林 昌枝君） みらい課、山岸補佐。

○保健みらい課補佐（山岸 栄君） すみません。先ほどの後藤議員の質問なんですが、報酬と賃金の差なんですが、食改推の方の時間といいますと、午前中、昼食をつくるまでという形もありまして、その報酬に若干の差があるということで考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 日割りで1,207円というのと、約1時間ちょっとの通常ですと作業日当というか、時間給になると思うんですけども、夕食ですと3時間、つくるのに2時間、片づけに1時間はかかると思います。その辺を考慮していただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 今の後藤議員に関連しているんですけども、仮の話で申しわけないんですけども、観光交流館ができたならば、なごみでやっているイベント等は移行する考えはあるのでしょうか。

それから、また、なごみはJ Aに対して月に借地料を払っていますけれども、それも踏まえて、体験交流館ができた暁には、そちらに、こういういろんなイベントとか、こういうあれを、村としては移す意向はあるのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 観光交流館の使い方でありましてけれども、そういったことも視野に入れております。

よろしいですか。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 96ページから98ページにかけてになります。

3款民生費、1項2目老人福祉費、高齢者各種助成事業でございます。中で扶助費の在宅介護慰労金についてになります。

要介護4及び5の方の在宅介護の支援を、村として事業を行っております。高山村の支援内容は県下でもトップクラスであるということで説明を受けております。この内容は、一概には言えないと思いますが、トップクラスであるからといって、なお従前のおりでよいのか、それとも、他の自治体がこの問題にそんなに経費をかけられないということなのかはわかりません。介護の問題は、施設介護で金銭的負担の中で対応せざるを得ない状況もやむを得ません。

そんな中で、在宅介護を担う状況は、言葉では言いあらわせない過酷なものがあると思われます。在宅介護の個別内容を見れば、介護のあり方にもいろいろな問題点があり、単純に比較することはできかねる部分もあるかもしれません。しかし、在宅介護を第一線で担う

方々の大変さを考えるとき、支援の手法も考えながら、内容の充実を検討されたいと考えますけれども、村長の姿勢をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 林和一議員の質問にお答えいたします。

介護慰労金についてでございますが、在宅の老人を介護する者には、介護の労をねぎらうとともに、あわせて在宅福祉の増進を図ることを目的としております。

本村の介護慰労金については、県内でもトップクラスとなっております。これは慰労金を最高30万円としていること、それから、給付の要件は他町村より暖いことが挙げられます。

基本的には、群馬県が行っている在宅すこやか生活支援事業補助金の介護慰労金支給事業に倣っておりますが、本村では県の支給要件から、過去1年間の介護サービス給付金の合計が100万円以下とする要件を外し、支給額を要介護度5で30万円、要介護4で26万円に増額したのとなっております。他町村では、県支出要件をもとに少し色をつける程度で、支給額は県の6万円の倍の12万円前後が多いようです。

隣の中之条でも最高支給額が30万円と本村と同じで、介護度5から要介護1まで支給を拡大しておりますが、過去1年間の介護サービス費の制限が、県基準よりも厳しいものとなっていることから、介護慰労金の30万円の支給はなく、また、支給対象者は13名程度だと聞いております。また、東吾妻町では、慰労金の最高額は10万円としておりますが、ショートステイの利用が7日以内、住民税非課税世帯とする要件によって、10万円の支給対象者はゼロ、本村と同様の要件で6万円を支給しておりますけれども、支給対象者は11名だったと聞いております。

金額や支給要件など設定をうまく考えないと、金額を上げても支給対象者がいない、また、対象者がふえ過ぎて継続できなくなるなど、見直しに時間を要しておりますが、できるだけ早く、よりよい制度になるよう努力をしまいたいと考えております。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 確かにこういった制度、目に見えるものは金銭的なものになるわけでございますけれども、これはもう明らかに県下でもトップクラス、これはすごいことであろうかなということだし、励みにもなる一助であるというふうに考えます。

先ほど私もちょっと申し上げましたけれども、金銭的なものだけではなくて支援の手法とかが、いろいろ研究すればあるのかなというふうにも思います。やはり介護をするその当事者に少しでも明るい希望というんでしょうか、励みになるようなものを考えるという方策も

あるのかなとも思われますので、その辺を研究しながら、いろんな手段を講じていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

2 番、佐藤議員。

○2 番（佐藤晴夫君） 118ページ、4 款 1 項 3 目労働費の中でございますが、労働費の中の環境整備事業、その中に委託費用で1,179万2,731円、こういう支出でございます。これは昔の緊急雇用対策費用の名残で、今は村単でそのまま続けてやっているといますけれども、現状の、これ仕事をやっている事業者と、あとそれぞれの辺の環境整備みたいな仕事をやっているか、場所的なものも教えていただけたらありがたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（星野茂樹君） 佐藤議員の質問についてですが、労働費のうち環境整備事業、13 款で支出しております里山等環境整備事業について、委託業者、委託料、それと主な作業場所についてですが、この事業は、佐藤議員が申し上げたとおりで、平成22年度より実施している事業です。その後、村単独の事業ということで引き続きやっている事業です。

事業の構成は2 つに分かれておりまして、1 番目が土建業者のほうに委託しております下刈り作業、それと行政区からの要望による作業というふうなことでございます。

1 番目の土建業者等による環境整備事業を申し上げますと、一つとしては、有限会社OH K I、108万円で、場所的には林道高見山線、村道判形役原関田線のうちの農協から役原の間、株式会社若月工務店には、委託料108万円で村道舟久保熊野北之谷線全線と村道判形役原関田線のうち役原から関田までの間、それと高山シルバー人材センターのほうへ委託料216万円で、場所的には、県道の赤根トンネルから原地内、いぶき会館の周辺、旧わらび荘周辺となります。

続いて、株式会社平形土建、委託料が324万円。場所的にはセブンイレブン前ののり面、道の駅の周辺の県道ののり面、それと原から合ノ沢付近までの間です。

最後に、株式会社須藤工務店で、委託料は324万円。場所的には、赤根トンネルから塩原太助の馬つなぎの松まで。それと、中山城址の周辺、前峰霊園の周辺、判形地内の国道ののり面となります。

もう一つの事業で、行政区からの要望によりということで、30年度は診療所付近の頌徳碑の松ですか、その伐採を行っています。こちらは18万8,784円で、吾妻森林組合。それと行

政区からの要望ということで、火の口地内の民家にありました檜の木が民家に倒れかかっているというようなことで、2本ほど吾妻森林組合にお願いして伐採のほうをしたと。こちらが大変な巨木だったということで、費用的には60万2,000円ほど支出しています。それと戸室と関田地内の支障木の伐採というようなことで、五嵐造林に委託し20万1,000円ほど。

以上、主な事業です。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 私は非常勤職員の報酬について質問させていただきますけれども、それについては、特にページの指定はございません。各関係課で、各一般会計、特別会計で必要な非常勤職員の報酬を予算計上してあろうかと思います。

先ほどの質問で、後藤肇議員から交通指導員の報酬を上げたらどうかという質問がございました。また、9月定例会の初日に、消防団員の給与条例の改正が提案され、可決をしたわけでございますけれども、非常勤職員の報酬につきましては、いろいろな審議会や委員会の委員さん、52種類の非常勤職員さんがおられます。

この全面的あるいは大幅な改正は、平成16年4月の改正のように思われます。この平成16年というのは、全国的に町村合併が叫ばれて、高山村は合併協議会で合併の協議もいたしましたけれども、結果的には自主自立の道を歩むんだということになりまして、行財政改革の一環として、非常勤職員の報酬も大幅な減額を行っております。

その後、15年が経過いたしましたして、高山村の非常勤職員の報酬が、他の町村の報酬と比べてどうなのか、あるいは、その職種の報酬が現在の状況にマッチしているのかどうか、この辺で一回見直す必要があるのではないかと思います。

その当時は、5年間で地方交付税が5億円減額になったというようなことで、非常に危機意識があったかと思います。現在はそういった合併論議も一区切りつきまして、いろいろな行政運営が行われておるわけですが、その非常勤職員の報酬の見直しについて、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまの野上議員からのご質問にお答えしたいと思います。

この改定は、平成15年、16年、このあたりの改正で、野上議員がおっしゃるように、合併の問題が各地でありました。群馬県は村が残りましたが、村のない自治体が24ほど

あると思います。やや半分の自治体が、村が消滅したということでもあります。埼玉県でも1つしかなくなりましたね。茨城でも1つ、千葉県はありません。東京はありますけれども、神奈川県でいうとありません。こんな中で財政云々が叫ばれまして、我が高山村においても減額ということが、査定が行われました。

このときには、総務委員会でこの件は扱ったと思います。総務委員会の中で、この査定をいたしまして、その後、また報酬審議会にこれをかけて了承していただいたということでもあります。

このときには、大幅に削減して我慢をしていただいたんですけれども、近年、働き方改革、あるいはまた、最低賃金の上昇が毎年のように見直されておりまして、ことしも10月1日、群馬県では835円という時給になります。それらを考えますと、非常勤職員の方々の報酬も、ここで見直さなければいけないというふうには私は考えており、この方法については、また議会の皆さんとご相談しながら検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（野上富士夫君） ぜひ、この辺で見直しをして、全体のバランスを考慮したほうがいいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 次に、6款、7款について質疑を行います。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 124ページ、6款1項3目の19節なんですけれども、農業振興費負担金補助ということで50万円の支払いがあります。高山村農業振興協議会での補助対象者の条件というのがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野農林課長、お願いします。

○農林課長（星野茂樹君） 後藤議員の質問についてお答えいたします。

農業振興協議会での補助事業に対する条件ということですが、この補助金については、平成9年4月15日に農業振興協議会が設立されて、同日付で補助金の交付要綱がつけられました。この要綱の中で、農業者及び各種団体が農業の振興を促進するための事業を行うに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付すると規定されています。

具体的に申し上げますと、村内で農業をする方で、補助金の種類的には7つほどございます。それを申し上げますと、1番目が農業経営に必要な運転資金の借り入れの利子補給とい

うことで、借入率の50%以内と規定しています。2番目としまして、生産資材、具体的にはパイプハウスなんですが、パイプハウスの購入費の補助ということで、購入費用の50%または10万円の低いほうの額と。3番目としまして、新規作物の導入資金ということで、これは導入作物の、3年間なんですけれども、50%以内となります。4番目としまして、農業振興協議会に加入しております農業団体です。農業団体の先進地視察への補助ということで、費用の50%以内、5番目としまして、特産物の研究加工販売に対する補助ということで、その費用の80%または50万円の低い額ということになります。6番目としましては、農業振興協議会に加入しています各種団体の運営資金ということで、1団体12万円以内としています。それと最後に、その他会長が認めたものということで、費用の50%または15万円の低い額と、それぞれそういうような条件になっています。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ページでいくと136ページになろうかと思うんですけれども、6款2項3目ですね。そこに非常勤職員報酬ということで、村有林監視人2名とあるんですけれども、それはどういった仕事の内容と、どういった形で活動をしているか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） 後藤議員さんのご質問で公有林整備事業の中の自主造林管理費、村有林監視人の業務内容ということですが、現在、村有林の監視人は2名おります。

具体的には、尻高の戸室、割田信雄さんと、中山原の星野一好さんをお願いしています。どちらの方も、村内の山に大変詳しい方ということでお願いしているところです。

仕事の内容的には、高山の山が村有林というのが約1,000町歩、1,000ヘクタールほどあるんですが、そのうち、大きく分けて水源林造林ということで分収造林と、あと自主造林というのがあります。水源林造林については、昔の公団とやり取りの中で、保育作業とか、作業道の開設とかいう計画を立てているんですが、そのときに山に詳しい監視人の方に検討とか、相談して、こんなような作業をやったらいいのではないかとか、作業道はこの辺がいいんじゃないかという相談をしています。

それと、自主造林につきましても同じような内容なんですが、造林保育というようなこと

の助言者として、それと、近年、全国的に災害というのが発生しているんですけれども、大きな災害が発生したときには、災害状況の把握などにもご協力いただいています。

以上です。

○4番（後藤 肇君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 148ページ、7款1項4目の道の駅整備事業費、高山観光交流館の粗造成について伺います。平成30年11月21日に入札が行われ、粗造成1,710万円の、約1,700万円の予定価格がありましたけれども、入札価格は750万円で業者に落札して、大変安いと考えますが、予定した工事は順調に進んだかお伺いしたいと思います。

それとまた、予定した工事は変更などもなく、当初の設計書通りに行われたのですか。普通に考えますと、私、素人でわからないので、各方面から積算書で価格設定が行われて、こんなに差が起こるものなのでしょうか。お伺いします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） まず、工事の関係を申し上げます。工事は、先ほど……。

ちょっと、すみません。

粗造成のほう、当初、落札金額810万円税込みですね。変更は若干ございました。変更の内容というのは、給水管と、あと温泉の管は切り回し工事を行ってございますが、この距離が短くなった分、147万9,000円ほど減額となっております。

先ほどの落札価格の件につきましては、私のほうからはちょっと申し上げることはできない部分でございますので、その部分については、村が特に指示したわけでもなくそうなったという結果でございます。

○議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） ですけども、当時の計画通りに、減額したけれども、工事はできたということでよろしいのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） すみません、工事自体は設計通りにできております。

○議長（林 昌枝君） 平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 金額が載っていると、私のところにも、こんなに安くできるんだな、本当にできたのかいという人が大分多かったもので、質問させていただきました。計画通り出来ているのなら安心しましたので、またそれでできたのなら素晴らしいことだと思います。

よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 124ページの6款1項3目農産物ブランド化推進事業。高山村の農産物のブランド化ということで、月あかね、そして高山の花であるりんどう、おかげさまでそんな形でブランド化が進んでいます。その中で非常に期待しておったんですが、G I登録というのは、これはもうすぐ登録になるようなお話を聞いたんですが、これはまだなっていないようなので、これ進捗状況というのを教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） 8番、奈良議員さんからの質問で、G I登録の進捗状況についてなんですが、G I登録については、高山キュウリをG I登録ということで農業の申請をしているわけなんですが、国のほうには、農林水産省のほうには、もう申請書は回っております。関東農政局経由なんで、関東農政局のほうに何度か問い合わせはしているんですが、とりあえず審査というか、審議のほうに上がれば現地調査が行われるということなんですが、それ待ちなんですけれども、現状は、現地調査に来ていただくのを待っているという状況なっています。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） ありがとうございます。よくわかりました。

G I登録が登録されたのは群馬県でもまだないというようなこともお聞きしたので、高山村の高山キュウリが第1号になればいいなと、こんなふうに思っています。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 148ページの7款1項4目の13節、ふれあいパークの利用者数調査なんですけれども、こちらのほうの調査内容ですね。調査費の算出方法と調査目的を教えてくださいたいと思います。というのは、この調査費のほうで167万4,000円という費用がかかっております。それに対して、その算出方法をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 後藤議員のご質問で、ふれあいパークの利用者数調査、まず

目的なのですが、このふれあいパークは、都市再生整備計画に基づき、国土交通省の社会資本整備総合交付金を２年間で5,970万円いただいております。このため、事業効果を特定しなければならず、平成30年度に利用者数の調査を行い、国のほうへ報告をいたしました。

調査方法といたしましては、休日２回、平日２回、１日12時間、公園に進入する利用者については、時間帯別、利用者層別に調査員の目視により観測し、調査表に記入する。また、駐車場を利用する自動車については、１時間ごとに小型車、大型車別、県内外別に駐車台数を調査員が観測し、調査表へ記入してございます。

公園の中の駐車場でそれぞれ観測場所を設置し、北側駐車場では２カ所、南側駐車場で３カ所の観測地点における利用者の数を観測しています。

なお、この調査委託費の積算方法なのですが、これは国土交通省監修の設計業務等標準積算基準書をもとに積算をされているものでございます。

ちなみに、１日の平均利用者は、休日が1,442.5人、平日が354人で、推定年間利用者は14万6,150人という数字が出されております。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○１番（後藤明宏君） ありがとうございます。

このような調査の結果、数字がいろいろ出ていると思いますけれども、それを今後生かして、これからふれあいパーク、また道の駅の運営に生かしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩します。

再開は午後１時からよろしくお願いします。

休憩 午後 零時００分

再開 午後 １時００分

○議長（林 昌枝君） ６款及び７款の質疑を再開します。

６番、山口議員。

○６番（山口英司君） 質問を考えているのは４項目でございます。

まず、132ページ、６款１項４目飼料生産基盤利活用促進ということで、18節備品購入費、牧草刈機の308万8,800円ということで、トラクターの後ろにつけてロールサイレージをつ

くる機械だと思うんですが、それにつきまして、年間でこのロールサイレージというのが何個ぐらいつくれるもんなんですか。

また、これはほかから購入の場合、1個どのくらいの金額になるものなんですか。

そういった作業についてなんですけれども、作業は1人で行っているのか、また、複数の方が携わっているのか、その辺を。

それから、その方に支払う賃金もわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野農林課長。

○農林課長（星野茂樹君） 山口議員からの質問で、6款1項4目畜産振興費の中の公共牧場運営管理費、18節の牧草刈機に関しますご質問でございます。

まず、1点目のロールサイレージの年間の生産個数ですが、平成30年度は520個、29年度は440ということで、120個ほど多くなります。これの主な要因としましては、18節で購入いたしましたモアコンディショナーの新しい機械に、起因する的多いかと思います。

それと、2点目のロールサイレージの購入価格についてなんです、関係各位ということで農協等を確認したんですが、農協等もロールサイレージについては販売はしていないということなんで、酪農家で作るものなので、足らなくなれば酪農家の間でやり取りを行っているのではないかと推測されます。

それと、このロールサイレージのできる工程なんですけれども、人数的には3名で行っています。どのような過程で、工程を経てロールサイレージができるかと申しますと、正式にはロールバールラップサイロということで、円筒状に包装した、梱包した牧草をラップしてサイレージ化することで長期保存ができるようになるということです。牧草を刈り取る時期は、6月上旬から11月上旬まで刈り取る、また生産をしている状況です。

1番目として、モアコンディショナーという機械で牧草を刈ります。2番目として、ロールベラーというもので牧草を高さ2メートル程度の円筒状に成型します。その後、ラッピングマシーンというものでポリエチレン製のラップで巻き上げます。それを牧草地に置いて、1カ月そのままにしておいて、その中で乳酸発酵をさせることでロールバールというのが完成するということです。

水分含有なんです、これ重量にも影響するんですが、15%水分を含んでいると約350キロ、50%含んでいると450キロの、1個当たりの重量になります。

それと、雇上げ賃金の関係なんです、6,000円と9,000円というのであるんですが、これにつきましては、6,000円が日常管理ということで、草刈り等が6,000円、それと、この

ロールサイレージ作業等の重労働の際には1日9,000円というようなことで賃金のほうを支払っています。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） よく分かりました。ありがとうございました。

次に、144ページ、7款1項3目観光施設維持管理事業の中の13節業務委託料、高山ふれあいパーク管理ということで1,160万5,753円という金額なんですが、その上に芝生管理で45万3,600円という、こういうものもあるんですけれども、この金額大まかに割り算しますと、月にして約100万近い金額になるのかなというふうに思います。こういったお金が、これがどこに支払われているのか、その辺について。あとは、この金額が妥当かどうかというところなんですけれども、お答えいただけたらありがたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 山口議員の質問、ふれあいパークの委託料でございます。まず、この委託料につきましては、たかやま振興公社に支払われております。ふれあいパークがオープンして初年度ということで、この委託料の内訳、大きいものを申し上げます。

人件費、これは約400万です。初年度ということで、あそこで軽トラや、あるいは芝管理の土まき、目土機、あるいは芝刈り機、そういった道具を購入してございます。それが合わせまして600万円ほど。ですから、人件費とこの機械関係で約1,000万かかってございます。初期投資の分が大きいものですから、この機械関係については、もう発生することはございません。今後、委託じゃなくてあそこの管理、人件費も含めまして、全て令和元年度から道の駅のほうで賄っていただくということで、今年度からこの公園の費用の、公園の管理の委託費用については発生してございません。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） ただ、管理料ということ払っているのかなと、ここに書いてあるのを見るとそのように思ったんですが、この中身を聞いたら安心をしました。

次です。142ページ、146ページに7款1項3目で、その中で、142ページにある観光施設突発的修繕というので138万5,053円、146ページには、これも同じようなもので観光施設突発的修繕というので290万116円というのがあるんですけれども、この突発的修繕というのがついているものですから、これは何かなというふうに思いました。普通の修繕であれば修繕費で上げればいいのかと思うわけなんですけれども、いずれにせよこの突発的修繕と

というのはどのようなものなのか説明していただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） この修繕につきまして、突発的という名称ついてございますが、通常予算を組むときは、年度計画で、物が壊れたから、じゃ、今年度にこれを修理しようということで、当初予算のときになってやっているのが段取りとしては普通なのかなと思います。ただ、ふれあいプラザに、道の駅もそうですけれども、突然壊れてしまったもの、なおかつ村が直すべきもの、そういったものについては、この当初予算に組めないものは、突発的修繕ということで大枠で予算をとってございます。その大枠でとった中でこの修繕を行っていく意味で、突発的修繕という言葉を使わせていただいております。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 最後になります。

148ページ、7款1項4目道の駅整備事業費で15節観光交流館造成工事2,904万6,690円、この件につきましては、先ほど平形議員から質問ございましたが、同じことを考えていたわけなんですけれども、それに附随しまして、関連項目ということで質問させていただきます。

粗造成工事の入札の件なんですけれども、この粗造成工事の落札率が43.86%という大変低い数字になっています。こういったことで、この入札については、最低制限価格が設けられていませんでした。今までの入札の公募等から見る入札の結果につきましては、ものによっては、最低制限価格が設けられている工事があったり、金額が少ないものについてはないと、そういうような感じなんですけれども、この件以後につきましては、何となく最低制限価格が、みんなとは言わないんですけれども、設けられているのかなというような見方もあります。この点について、最低制限価格の村としての考え方、また今後どういうようにやっていくかということについて説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） 最低制限価格の関係でございます。山口議員ご指摘のように、この工事については、最低制限価格は設けていないということでございますけれども、その前に、今の村の契約関係、どういう形で執行しているかというところからお話申し上げたいと思います。

村には、入札審査会という制度がございます。29年度以前は、失礼、28年度までは、大体工事というか、契約行為が予算をとった担当課ごとに契約をやっておりました。29年度から、入札審査会の充実を図ろうということで、副村長が座長で、全課長が構成員で入札審査

会というのを設けまして、村じゅうのあらゆるところで契約行為があるわけですが、それを一括して、村長からの諮問でみんなで審議しましょうという形にしまして、今現在、進んでいるわけですが、その中で、いろいろ以前から改善しなくちゃならない点がいっぱいあったわけでございますけれども、最低制限価格も一つの例でございます。

今、山口議員がおっしゃるように、最近は最低制限価格を設けるようにしましたけれども、最初のうちは、そういうのを設けないのが多かったということを踏まえて、村長からの諮問になるわけでございますけれども、この村の決まりでいきますと、ちょっと読ませていただきます。

要は、最低制限価格設定要綱というのが村でつくってございます。その2条に、最低制限価格の設定の対象となる建設工事は、設計額が500万円からおおむね1億円未満のものにすると。ただし、村長が特に必要と認めるときはこの限りではないという条文がございますけれども、基本的にはこれにのっとって、今後、建設関係には、今回の場合みたいに予定額の半分以上の額で工事が請け負えられたと。村の財政からすると、ものすごくいいことなんですけれども、ただ、平形議員とか山口議員がおっしゃるように、これで本当にできたのですかという疑念も発生する可能性もございます。今後のいろいろな建設工事に関しましても。そういったことを防ぐためにも、最低制限価格をこの要綱にのっとって設けて契約行為をやりたいという考えでございます。

今は、繰り返しになりますけれども、総務課の中に管財係という係を設けまして、そこが入札関係、契約関係の事務を一手に引き受けるような体制をつくりましたので、その辺も含みおきいただきまして、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 説明していただきまして、ありがとうございました。

いずれにしても最低制限価格、その中に具体的ないろんなことが含まれて、いろいろな考え方が含まれてくると思うんですけれども、公正な競争を害さないような形で入札をやっていたらと思います。

終わります。

○副村長（飯塚哲也君） すみません、私のほうからちょっと。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） すみません、午前中の、私のほうからちょっと回答を申し上げます。

後藤明宏議員から、なごみの関係の賃金と報酬の関係、みらい課の山岸補佐のほうでちょっと回答を申し上げたんですけれども、ちょっと補足させてもらってよろしいですかね。

賃金の、決算がありますけれども、賃金は、子育て支援等の担当課のほうで、お願いします、1日お願い、管理、食費を含めてお願いしますねということで、お願いしているものが賃金でございます。25万円という報償費、それは村の食改推の皆様方に、例えば囲碁だとか将棋だとか、そういったものに使うときに、なごみを使うときに昼食を提供してもらいますという形で、会のほうに年間25万円という形でお支払いしているということでご理解をお願いしたいと思います。

ですから、単価が違うという考えじゃなくて、会のほうにいつているということで、すみません。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 6款2項2目の林業費の中の、134、136ページなんですけれども、森林環境整備事業、13節委託料の中でぐんま緑の県民基金市町村提案型ということで作業を委託していると思うんですけれども、この作業内容というのは、主にどのような作業が中心になされているか教えていただきたいのと、あと、19節の補助金で同じ形で、提案型で501万7,000円ほど補助金が出ています。この補助金の出口ですか、どのようなかたちで出ているのか教えていただければありがたい。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） 佐藤議員からの質問で、6款2項2目林業振興費の中の森林環境整備事業、この中の13節の業務委託料4,698万円の内訳ですが、これは決算書にもありますとおり、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（竹林等整備）ということで支出されています。この内容につきましては、13節ということで委託料、山の作業は委託料で出されていて、これは指名競争入札で吾妻東部森林組合のほうに委託しています。

内容については、行政区等から申請がありました荒廃した竹林の全伐ということで、竹を全部伐採する作業、これが5.5ヘクタール、事業費にしまして3,190万円、これが村内で14カ所あります。それと、森林の間伐ということで、これも人工林の間伐なんですけれども、これは11.79ヘクタール、事業費にして758万円、17カ所ありました。それと、人工林、森林の全伐で5.78ヘクタール、事業費で750万円、これは村内に16カ所ほどあります。この3つを合計して4,698万円となります。

それと、19節の補助金についてなんですが、これはぐんま緑の県民基金市町村提案型事業というのが平成26年から始まったわけなんですけれども、この平成26年から、30年度の前年なので平成29年度までに行った、13節で委託料で出しております竹林とか山林の全伐をしたところの刈り払い作業、そちらのほうを出しています。

なお、こちらの刈り払い作業については、森林組合ではなく、土地の所有者が行うということで、そちらのほうに補助金として出しています。面積的には、過去5年間で53.46ヘクタール、事業費にして517万、こちらは14カ所が……。

すみません、事業費のほう、501万7,000円の支出となります。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） 次に、8款、9款について質疑を行います。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 8款2項13節業務委託料、156ページの中に業務委託料で木くず運搬処理という項目で49万3,560円が出ているわけなんですけど、この内容をお知らせ願えればと思います。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 後藤議員からのご質問にお答えいたします。

本業務でございますが、台風、大雨等により道路及び河川へ倒れました支障木や倒木を除去したときに発生した木くず等の運搬処分を行ったものでございます。工事以外で発生した役場に関係する部署の支障木等を一時的にわらび荘跡地に仮置きをして、ある程度まとまったところで処分をいたしました。建設課でまとめて予算をいただき、平成30年度においては、70立米の処分を行いました。今年度も引き続きではありますが、120立米の処分を実施し、木くずがなくなる予定でございますので、今後は、その都度、関係する部署で処分を行い、仮置き等を行えないようにしたいと思います。

なお、一般的な雑木でございますと、防災無線でお知らせし、必要な方に無償で取りに来ていただいております。

今回処分したものは、伐根による根、枯れた倒木、朽ちた針葉樹等でございます。よろしくお願い申し上げます。

○4番（後藤 肇君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 151ページ、152ページに国土調査費が決算内容が計上されておりまして、30年度の国土調査費用につきましては、事務費を除くと事業費は297万ほどでございます。高山村の国土調査事業は、昭和48年度から開始いたしまして、22年間をかけて平成7年度に完了いたしました。これは、昭和48年度に見沢から始まり、火の口、尻高の北側をずっと回って中山地区を調査したわけでございますけれども、これにかかった年数は23年間でございました。

しかし、国土調査の成果に誤りが多数ありまして、部分的な修正では対応できないということで、国土調査事業は、村の事業主体でやって誤りが大変あったために、村の責任において、平成17年度から再調査を実施しております。ですから、尻高と見沢、火の口を除いて、熊野、北之谷、戸室、関田、役原の5地区でございますけれども、これまでにかけた再調査の費用は2億6,400万円かけておるわけですが、再調査が尻高地区全て終わるまでには、まだ相当の年数がかかるものと思われまます。

役原地区の宅地や耕地部分があと3年ほどすると目鼻がつくようでございます。その後、5地区の山林関係に移るわけでございますけれども、相当以前から材木価格の低迷によって、山林に関する価値観が非常になくなっております。年数がかかればかかるほど、新たな相続が発生をして、その相続関係の調査にも相当時間がかかると。あるいは、所有者の代が変わりによって、若い人は自分の家の山林がどこにあるのかわからない。あるいは、境界もわからないというのが実情ではなかろうかと思えます。

再調査を開始した、始めたころは、担当者が4人体制でございましたけれども、その後、減少して、現在は、役場へ入って4年目の職員、国土調査経験2年目の者が直接的な担当者として事務を行っておりますけれども、そのほかに週2日勤務の臨時職員をお願いして、未登記道路の、未登記事務の整理を主にやっていただいております。

この体制で再調査を進めていくにはどのくらいかかるのか、誰もはっきりしたことはわかりません。しかし、向こうへ行けば行くほど、費用もかさみますし、困難な状況になろうかと思えますので、直接の国土調査係として長年勤務されていた飯塚欣也君、あるいはこの再調査事業を本腰で進めるために国土調査室というものを設けて、その室長の経験もあり、今は建設課長という立場で長年にわたって国土調査に携わってきた建設課長に、再調査事業が終わるまでの見通しについてお伺いするとともに、このスピードアップを図るには、やはり調査体制の整備と予算づけが必要ではなかろうかと思えますけれども、その2点については、村長のほうから考えをお伺いしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 野上議員からのご質問にお答え申し上げます。

私からは、国土調査の再調査事業につきましての今までの経過及び現在までの進行状況につきましてご回答をさせていただきます。

国土調査の再調査事業につきましては、平成17年度に熊野地区から再調査を開始し、現在、北之谷1地区までが登記が完了しております。今年度までの事業の進捗率で申し上げますと、全体の24.7%となっております。現在、北之谷2地区が国の認証が終わりましたので、法務局に成果を提出し、登記が行われるよう準備をしているところでございます。

また、関田1地区につきましては、現場の最終確認を行い、本閲覧を行うための現場作業をあわせて行っております。

なお、今後の見通しを含め、予算確保と調査体制につきましては政策でございますので、村長よりご答弁を申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 引き続き、国土調査再調査事業について、野上議員のご質問にお答えしたいと思います。

野上議員からの国土調査再調査につきましての今後の見通しと予算の確保並びに体制づくりについてご答弁させていただきます。

まず、今後の見通しでございますが、現在の体制で行った場合、本事業が完了するには、早くても令和14年度までかかる予定でございます。議員ご指摘のとおり、土地の調査は、未相続、不在地主、自分の土地がどこにあるかわからない等の理由により大変困難を極めております。一つの問題を解決するだけで相当の時間を要する事案も相当数あると聞いております。今後は、多額の費用がかかり、一筆地調査を測量会社に外部委託を行い、調査のスピードアップを行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、一筆地調査の外部委託は、群馬県内はもとより、国土調査を行っている全国のほとんどの自治体で既に導入され、実施されているものでございます。

○議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） この国土調査事業は、昭和48年度から始まりまして、最初の調査に23年、それと平成17年から再調査が始まりまして、令和14年度までかかるとなると、28年ぐらいの期間になりますかね。尻高地区、見沢、火の口を除いた5地区で28年、高山村全体でやったのは23年、そろそろ収束に向かって体制をしないと、昭和48年度当時の村長は後

藤正作村長でございまして、今の後藤幸三村長は6人目になりますので、間もなく半世紀になろうかと思います。半世紀といいますと、もう相当長い期間でございますので、こういった国土調査実施市町村が全国にも例がないのではないかと思いますので、どうぞ早期完了に向けてのご努力をどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 166ページです。9款1項4目防災行政無線固定系デジタル化整備事業の中で15節の防災行政無線固定系デジタル化整備事業1億4,939万6,400円ということなんですが、防災無線の工事も終了いたしまして、最近では、というより今までは女性の声でお知らせがありました。あったんですけども、また最近に至っては、今度は男性の柔らかな声で放送がされておりまして、新たないろいろな評判を耳にいたします。アナログからデジタル、時代の変遷のもとで、工事も……かなと思っているわけなんですけれども、これにつきましては、戸別受信機、どのぐらいの件数の方が取り付けられましたでしょうか。また、逆に取り付けなかった方もいらっしゃいますか。その辺についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） まず、山口議員のご質問でございます防災行政無線デジタル化に関する工事の中で戸別受信機の設置数、また設置されていない方の数ということでございますけれども、2カ年で防災行政無線のデジタル化工事を進めてまいったわけでございますけれども、その中の戸別受信機の設置数でございますが、これについては、全体で1,202基の設置がございます。この件は、村民の方全世帯に設置を呼びかけるということで、4月の区長会を通じて申請書の配布をしていただき、回収もいたしました。あくまでも申請主義ということで、強制ではございませんので、全世帯が申請をしてございませんでした。

再度、もう一度、7月に漏れがないように再度申請依頼の配布をして周知したわけでございますけれども、1,202ということでございますが、これにつきましては、この1,202の中には、公共施設等々も入ってございます。年度末にもう一度、最終的に周知をしまして、申請を呼びかけたわけでございますが、設置をされていない人の数が明確に数えられておりません。と申しますのは、1世帯で2基設置をされている方、必要でないといって申請をしない方等々、また、公共施設等にも設置されているということで、特定した設置をされていない

世帯が現在のところ、把握ができてございません。

議員ご指摘のように、設置をされていない方につきましては、いま一度調査をして、もし有事の際に、伝達手段といたしましてはこれは必要なものだと思っておりますので、これについてはいま一度調査をして、設置をされていない方、その設置をされていない方は必要がないということでございますので、強制はできませんが、情報手段としては何らかの形で考えていかなければならないと考えております。その辺を含めながら、今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 6 番、山口議員。

○6 番（山口英司君） はい、今のお答えでありがとうございました。課長から話がありましたように、有事の際の伝達手段ということで、どのぐらいの方が設置しなかったかというふうな聞き方をしたんですけれども、その辺、何らかの方法で対応出来るようお願いしたいと思えます。

終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 次に、10款について質疑を行います。

4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） すみません、ページでいきますと178ページ、10款2項1目、一番右の備考欄になりますけれども、その中に群馬交響楽団の移動音楽教室という項目がございます、これは私も小さいころ、聞いた覚えがあるかなというような感じで、すごくやっぱり現実、生演奏を聞けるのはいいかなんていうことを考えるわけです。

そういった中で、これは生徒だけではなく、村民の方もできれば、先ほどの防災無線じゃないですけれども、そういうので流していただいて、大人ならば有料でも構わないかなんて思いますが、ぜひ広い意味での、こういう移動でやっている音楽教室というのは、ありそうでなかなかない部分もありますので、今後、3年に一回とかと聞いてますけれども、できればそういった形で、子供だけではなく、全村民の方に案内をしていただいて、参加をいただけるような方式をとっていただければという考えがありますので、その辺をどういうものかということでお尋ねします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○教育課長（割田信一君） お世話になります。

後藤肇議員の移動音楽教室についてのご質問に答弁させていただきます。

学習指導要領では、学校行事の中で文化的行事を実施することとしております。本村では、移動音楽教室や伝統芸能教室、また学校寄せなどを行ってございます。平成30年度に開催いたしました移動音楽教室は、群馬交響楽団にお願いして3年に一度、村民体育館において、小学校の児童と中学校の生徒を集め、合同で開催いたしました。また、希望があれば保護者の方の参加も、有料ですが可能となっております。

ちなみに平成30年度は、小学校の保護者が3名参加されました。費用は1人1,110円でした。また、中学生の保護者は参加しませんでした。参加する場合は、1人1,160円をいただくということでございます。

議員ご指摘のように、この高山村に本格的なオーケストラ、群響が来るということは、非常に珍しい、また有意義な事業になるかと思えます。群響の方と相談して、もし村民が聞くことが可能ということであれば、多分、有料にはなるかと思うんですが、受け入れもお願いいたしまして、広く村民の方に聞けるチャンスを広げていければと、今後検討していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○4番（後藤 肇君） はい、ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 先日、小学校の運動会が開催されまして、私も来賓の一員としてお招きをいただき、見させていただきました。天候にも恵まれ、また児童の保護者、あるいは祖父母も参加をして、大変盛会に開催されたわけでございますけれども、そのときも、議員初め、来賓の方々の相当な人が感じたんじゃないかと思えますけれども、音響設備の不具合、これは前々から不具合が生じておりまして、先生も、それを全部更新するには相当な費用がかかるので、だましだまし使ってきたというのが現状のようでございますけれども、どうも先日の運動会で聞いていますと、よさこい、ソーラン何とかという踊りを生徒が踊ったわけですが、そのときの音楽、あるいは鼓笛隊の音楽も非常に悪かった。それと、徒競走については、生徒の氏名を放送して紹介したけれども、名前もよくわからなかったというような状況でございました。

それと、来賓の一番西側のテーブルでございましたけれども、節約に節約を重ねまして、表の板がはげて、それをガムテープでとめたと。そのガムテープも切れて上側の板が3センチ

チから5センチもひよって持ち上がっておったと。これについては、目に余るものがあったわけでございますけれども、結局、高山村の教育方針は、歴代の村長が、村づくりは人づくり、人づくりは教育からをモットーにしてきたわけでございます。

それと、先日、財政の健全化判断比率の報告もあったわけでございますけれども、高山村の財政状況は、県下に誇る、また全国的にも誇れる健全財政でございます。それと、基金の総額も、全国に誇る基金を有しているわけでございますので、学校も遠慮して予算を上げてこないのかなと思いますけれども、子供たち、それと年に一度の、小学校にとっては一大イベントでございますので、厳しい場面もあるかと思いますけれども、どうか小学校で予算要求があった場合は、教育委員会の特段のご配慮をいただきますよう切にお願いいたしまして、そういうわけですが、教育長なり教育課長のほうから、その辺についてご答弁をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） まず、議員の皆様におかれましては、小学校、中学校運動会、出席いただき、大変ありがとうございました。その応援が子供たちに届いたというふうに思っております。

先ほど野上議員のほうからご指摘いただきました、まず音響のほうですが、数年前から大分、ご指摘のとおり傷んでおりました。ことしは特に、私自身も聞いていておかしいなというふうに感じまして、議員の皆様以外の来賓の方から、直接私のほうに、また保護者からも私のほうに、ちょっとおかしいんじゃないかということで、私のほうも数回にわたり、数カ所に行って音を聞きましたけれども、やはりこもったような音で、大分悪いなということを感じました。

そのことを含めて、調査、改善、机も含めてですが、調査、改善につきまして、教育課長のほうに指示を出してありますので、この後、教育課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○教育課長（割田信一君） 小学校の運動会では、放送設備や机などの備品の不備により、議員の皆様を初めとする来賓の方々に大変ご不便をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

教育委員会では、所管する事業、施設が多く、多額な予算を使わせていただいております。そのような中、予算編成作業では、各学校や園などの意見を聞きながら行うわけですが、財

政が厳しいという理由で備品の購入などを我慢する場面も多くあります。そのようなことが今回の理由の一つと考えられますが、しかし、来賓をお招きして開催する事業などで余りにみすばらしい備品や聞きづらい放送設備などを使用するのは、決して好ましい状況であるとは言えません。

また、2年後の令和3年度には、吾妻郡民スポーツ祭の開催町村に高山村になるわけですから、他町村に対しても恥ずかしいような設備では困りますので、状況をしっかり把握いたしまして、改善していきたいと思います。

なお、施設の改善等には、当然、高額な費用もかかることが予想されますので、財政担当者によく相談して予算を計上したいと思いますので、議員の皆様のご理解とご協力もぜひよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） これらの放送設備あるいはテーブル等、華美なものは必要ございません。必要最小限の内容で結構でございますので、教育委員会の不断のご努力をお願いいたしまして終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかにありませんか、10款について。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 次に、11款から12款、13款、14款及び歳入について質疑を行います。
6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 歳入もよろしいですか。

○議長（林 昌枝君） はい、いいです。

○6番（山口英司君） 歳入34ページ、財産収入なんですけれども、利子及び配当金です。この備考欄に各基金の利子の内訳等がございます。収入済額、利子収入ですね、158万7,523円合計額、これについてなんですけれども、日銀による大規模な金融緩和が継続している中、超低金利政策によりまして、各金融機関、店頭金利、店頭発表金利があると思うんですけれども、定期預金で1カ月から5年、10年まで押しなべて0.01%です。現状。0.01%ということは、1億円で年間1万円の利子と、配当となります。また、流動性貯金関しましては、また1桁下がりまして0.001%ということで、1億円を普通預金でただ置いておいた場合、年間1,000円です。だから先ほどの0.01が1万円ですので、今度は0.001ですので1,000円です。そういうふうになると思います。

これにつきまして、税務会計課長、いかにして有利な金利に持っていこうかということで

頭を悩ませていることかと思うわけなんですけれども、ここにそれぞれあります基金の預入金利も多種多様な金利になっております。中には0.1%近いものもあります。0.025%とかというようなものもあるというふうに前回の説明で聞いております。

それとはまた別といたしまして、各金融機関も高山村とのお付き合いもあると思いますし、高山村も税金面で、各種の税金、そういったもの自動振替、お世話になっているということもあると思います。ですので、1行集中というわけにはいかない。また、いろんな危機管理上もそれなりに分散して、お願いをしなくてはならないという、そういうこともあると思うんですけれども、リスクを分散するということも考えながら、多少でも高く借り受けられる効果的な資金運用に、ぜひ税務会計課長に心がけていただきたいというふうに思います。

そういったことで、税務会計課長のその辺の考え方、説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 佐藤会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） 山口議員のご質問でございます。お答え申し上げます。

基金の運用についてのお尋ねかと思われます。

確かに、昨今、低金利時代でございまして、少しでもよい金利の良い金融機関に預金したほうが有利であるということは、十分、私も承知しておるところでございます。ただ、議員、先ほど申し上げましたように、各金融機関におかれましては、税金等の収納事務をお願いしているという関係がございまして、その中でまた資金を分散するという考えもございます。

ちなみに、指定金融機関につきましては、群馬銀行さん、指定代理金融機関にあがつま農協高山支店さん、収納代理金融機関に東和銀行、ぐんまみらい信用組合さん、北群馬信用金庫、それぞれ本店、支店さんにお世話になってございます。

そういった観点から申し上げますと、やはり資金を分散して、各金融機関に預金をお願いしているところが現状でございまして、現時点では現状のまま、お預けしていきたいと考えておるところではございます。

ただし、今後は、金融政策等の変動等も考慮されますので、そういったときにつきましては、いかに有利な方向に資金の方法、するような政策といいますか、配慮をしていきたいというふうに考えております。

基金の管理につきましては、今定例会の初日に提案されました高山村基金条例の第5条に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と規定されてございます。金利を稼ぐのも当然、必要なことでございますけ

れども、安心・安全な金融機関にお預けするのも大事なことだというふうに認識しておりますので、そういったところに重点を置きながら、資金の運用に今後、最善の考えを考えながら、資金の運用に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかにございませんか。

9 番、小林議員。

○9 番（小林 進君） 13 款 1 項の 1 目、210 ページ、上州ふるさと寄附基金、通告していないんですけれども、よろしいですか。

○議長（林 昌枝君） はい。

○9 番（小林 進君） このふるさと基金、これ、中之条町と高山村と両方使えるという形をとっているところですが、高山で使われている金額というのはどのくらいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 小林議員のご質問で、高山村発行で高山村で使われているもの、もう一つは、中之条町発行で高山村で使われているもの、この両方でよろしいですか。

○9 番（小林 進君） はい。

○地域振興課長（割田 眞君） 高山村発行で高山村で使われている、金額で申し上げます。高山発行で高山で使われているものは 8 万 2,000 円です。これが 30 年です。

中之条町発行で高山村で使われている、こちら金額を申し上げますと、73 万 3,000 円でございます。

○議長（林 昌枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで、平成 30 年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

2 時 10 分までお願いいたします。

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（林 昌枝君） 再開します。次に、認定第 2 号 平成 30 年度高山村国民健康保険特別

会計歳入歳出決算認定についてから認定 8 号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 議案について、一括して質疑を行います。

質疑は、一問一答方式とし、時間、回数の制限は行いません。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称を言ってからお願いいたします。

6 番、山口議員。

○6 番（山口英司君） 高山村国民健康保険特別会計です。国民健康保険全般についてということで質問をいたします。

国保の運営についてなんですが、平成30年度から都道府県と市町村が共同して、つまり群馬県と高山村が共同して国保の運営を行っています。高山村が国保の事業を運営していく中で、収支のバランスがとれていれば問題はありませんが、医療費の伸び等による給付額の増加により財源が不足するといったケースも想定されるかなと思います。一般会計からの繰り入れや群馬県からの貸し付け等が考えられますが、そのようや場合の対処方法について説明を願いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） 山口議員からのご質問でございます。国保の制度等、高山村の国民健康保険のほうでお金が足りなかった場合等の対処方法等についての質問に答弁をさせていただきます。

平成27年 5 月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律によりまして、平成30年度から都道府県が国保の安定的な財政運営や、効率的な国保運営の確保等において、中心的な役割を担うこととなりました。また、市町村が地域の住民と身近な関係の中、保険給付、保険税の税率の決定、賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなります。

国民健康保険については、他の医療保険に入っていない方が国民健康保険に入るわけですが、医療機関に保険証を提示し、医療を受けますと、医療機関は国民健康保険団体連合会、国保連とっておりますけれども、国保連のほうに自己負担分を除く金額を請求することになります。国民健康保険団体連合会のほうは、医療機関に医療費を支払われていても、そのお金は各市町村の国民健康保険から国保連合会のほうにお金を支払うことになります。加入者の方は、国保税を各市町村の国保に支払うというお金の流れをしております。

今まで、国、県から各市町村に公費などを交付金として支払われておりましたけれども、県が市町村と共同して保険者となったことによりまして、市町村は都道府県のほうに、毎年、

国保事業の納付金を納付することになります。この納付金の財源の多くは、国民健康保険税ということになります。

国民健康保険の医療費がかかった分については、国のほうが、まず給付費を全てその年に交付してくれるので、医療費が増加した場合は、増加分を国民健康保険で、財源も県から来ますので、補正をすることで多額の医療費が増加した場合でも対応できることとなりますけれども、県の支払う納付金については、基本的には国民健康保険税で賄うこととされておりますので、医療費が上がりますと、その次の年から納付金上がるのが想定されます。

また、国民健康保険税の収納率が悪くなりますと、その滞納分についてお金が足りなくなるおそれもありますので、そういった場合は、今までについては、村独自の基金を取り崩し支出する、また一般会計からお金を投入することで、国保の事業費のほうを実施してまいりました。

一般会計からの法定外の繰り入れについては、本来、国民健康保険のほうで使うお金ではありませんので、市町村の財政を非常に圧迫するということから、今回の制度では、なるべく一般会計から補填はしないようにという指導が来ております。

実際に、保険税の収納が悪かったり、医療費が伸びたことによって村の国保の財政が赤字になったときには、群馬県が基金を積んでおりまして、国民健康保険財政安定化基金というのが県のほうに基金が創設されております。こちらの基金の目的は、群馬県全体の医療費が急激にふえたことによって、県のほうの国民健康保険特別会計でお金が足りなかったときについては、取り崩して給付費に充てることができることになります。

また、各市町村が納付金を支払えなかった場合には、納付金から貸し付けを行うことによって、その納付金を賄うこととなっております。この納付金の支払いできなかった分の貸付金については、翌年度から3年以内に返済をしなければならないということになりますので、保険税の収納率を上げる努力をする、または国民健康保険税の体制、増額になりますけれども、をするなどして、借りた分を返していくというような仕組みに変わりました。

これでよろしいでしょうか。

○6番（山口英司君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 水をきれいにする事業特別会計、12ページになります。

2款1項1目水をきれいにする事業管理費でございます。

水をきれいにする事業の将来ビジョンについてお伺いをいたします。

平成30年度において、経営戦略策定業務と機能保全調査業務がありました。補助金事業で義務となる業務であるとの説明がありました。公的事業においては、調査や報告を求められたり、計画書の策定を要するものが大変多く見られますけれども、どうしても維持管理等のハード面にとらわれることが大きいのかなと思われるところでございます。しかし、これだけに注視するものではなく、受益者負担のあり方も行政側として示していく必要があると思っております。

そこで、受益者負担につながる内容については、行き着いてからではなくて、前もって理解を求めるべく、支援していく必要があるというふうに考えます。そこで、こうした高額投資を要する業務を執行するに当たり、これは調査業務でございますが、将来に向けてこれを生かしていく取り組みについて、どうされるのかお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 林議員からのご質問にお答えします。

林議員のご指摘のとおり、平成30年度に策定いたしました機能保全調査業務につきましては、劣化の進行ぐあいを測定し、今後40年間のコストを対策年度を追うごとに計画をしたものでございます。

今後の施設及び管路等の維持補修、更新計画等、ハード面についての計画でございます。実施時期、対策の優先度を平準化しても、今後10年間で、機械、電気設備、その他更新費用を加えると約4億7,000万円の支出が見込まれるという調査内容となっております。また、今後40年間では、総額で11億円の支出が見込まれるという調査報告の内容も出ております。製作に当たっての費用につきましては、全額国の補助を受けて策定いたしました。

また、経営戦略策定業務につきましては、令和2年度までに全国全ての自治体で策定するよう、国からの通達により、2年をかけ10カ年計画を策定いたしました。製作の費用につきましては、補助がないため、全額村負担で支出を行っております。

この計画につきましては、ハード面だけではなく、事業を継続的に進めていくための投資の効率化、経営健全化等のソフト面の取り組みも取り入れた計画となっております。

将来ビジョン及び本業務を将来に生かす取り組みにつきましては、政策でございますので、村長よりご答弁申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 林議員からの質問にお答えいたします。

議員質問の水をきれいにする事業の将来ビジョン及び平成30年度に行った経営戦略、機能保全調査を将来に向けて生かしていく取り組みでございますが、水をきれいにする事業特別会計及び簡易水道事業特別会計につきましては、令和5年度より公会計に移行しますと、独立採算が基本となります。

直近3カ年の経営状況を分析したところ、料金収入だけで賄える全体の支出の割合は15%しか賄えておりません。また、人件費、起債の償還金である公課費を除きましても、全体の支出の割合の55%しか賄えません。足りない予算については、一般会計から繰入金で賄っております。

人口ビジョンを参照に10年後の推定人口を推移すると12.5%の減少になり、使用料収入も、当然、減収する見込みであります。受益者負担である使用料の改正も、近い将来、お願いしなくてはならない状況であります。現在、高山村の下水道料金は、消費税を外税にしても、吾妻郡内で2番目に安い料金となっております。

高山村に限らず下水道事業は、自治体の財政を圧迫する可能性がございます。来年度に向けまして、特に住民に身近な計画である水をきれいにする事業の経営戦略については、議会に報告した後、ホームページで公表を行います。また、概要版を作成し、毎戸配布を行ってまいります。

将来ビジョンにつきましては、いかに現状を維持し、歳出を抑制できるかにかかっております。維持、修繕、管理費用等の歳出を押さえるため、現在2カ所ある処理場を1カ所に統合することも考えていかなければなりません。

料金の改正につきましては、必要に応じ随時、上下水道運営審議会を開催し、委員から意見を拝聴し、料金の改正を考えてまいる所存でございますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） ただいま村長からも答弁いただきましたけれども、料金改定、当然、この審議会制度等ありますから、その活用はせざるを得ないというふうに思います。ただ、それはもう必要に迫ってという状況が見えてからであろうかと思うわけです。先ほど私が申し上げましたように、要は、ある程度ビジョンができた計画書というのをいただいているんだと思いますので、そういったものの中にあるものを含めて、早目に受益者に示していくというんですか、将来、値上げもやむを得ないんだというのは明らかだと思うわけですが、そんなところを含めて、前もって示して、長い期間をかけて理解を求めていくというの

が必要なんだと思いますので、それを早くお願いしたいというふうに思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、野上議員。

○5 番（野上富士夫君） 土地開発事業特別会計、一般会計の住宅管理費も関係していると思いますけれども、高山村には村営住宅が73戸ございました。老朽化で解体、あるいは、シロアリの被害が激しいために解体した住宅が4棟で、二軒長屋でございますので8戸ございます。現在は8戸少なくなりまして65戸となりました。そのうち空き家が6戸ありましたけれども、2戸については、入居申し込みがあるそうでございます。

本村の村営住宅、戸室第2団地が9年と比較的新しいわけでございますけれども、それ以外の住宅は、築20年から30年の建物が56戸と多く、今後、修繕費が多額になると。また、老朽化に伴って建てかえも生じてくるわけでございます。

自分の家を持てない人で住宅を必要とする人のために、村営住宅は全くなすわけにはいきませんが、村営住宅に入っていた人がそろそろ自分の家を持ちたいということで、過去においても宅地造成を実施し、今後も宅地造成が計画されるものではないかと思えます。

その8戸は、当分の間は更地にしておくんだという村の考えでございますけれども、ここに村営住宅をつくと建築費が相当かかる。古くなれば、また修繕費がかかると。それに対して宅地造成は用地を取得しなければならない。造成をしなければならない。それを希望者に販売して、個人が住宅を建てるわけでございますけれども、両方の施策が必要ではあろうかと思えますけれども、解体した8戸の土地については、判形の緑ヶ丘団地と判形団地の村営住宅でございまして、村の中心地であり、学校も比較的近いということで、条件的には一番、高山村でもベストな地理かと思えます。

そこで、その8戸については、希望者がいなければ始まらない話でございますけれども、そういった恵まれた土地でございますので、希望者があれば、その更地にしておく土地は販売してもいいんじゃないかと思えます。そこを販売すれば、人口の増加対策、少子化対策、村の活性化等に貢献してくれるものと思えます。販売した収入も、坪幾らで販売するかわかりませんが、若干は販売収入も見込めるわけでございます。

この更地にしておく村営住宅跡地の更地についての販売について、村長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 野上議員からのご質問にお答えをいたします。

村営住宅につきましては、議員ご指摘のとおり、今年度において老朽化等の理由により4棟8戸を解体したことにより、現在、65戸の住宅管理をしているところでございます。

現在、空き家につきましては、中山団地2戸、尻高第2団地2戸、4戸が空き家となっております。しかしながら、高山村の村営住宅入居率は、ほかの自治体に比べて大変よく、平均で96%を超える入居率となっております。人口比で見ますと、大よそ高山村の人口の約5%を占めております。今後につきましても、村営住宅は必要であると考えております。

しかし、一般の、特に若い方に入居してもらえるような時代にマッチしたメゾネット型住宅、またはマンション型住宅を今後は建設を行いたいと考えてございます。建設に当たっての優位な補助金があるのか、調査も担当課に調べるよう指示をしているところでございます。

また、議員ご指摘の宅地造成につきましても、村の中心地で宅地造成を行いたい考えは前々から持っており、隣接に緑ヶ丘団地がある村営住宅の跡地は、最適地であることは間違いありません。議員ご質問の内容を踏まえまして、高山村の総合計画に照らし合わせながら、関係各課でよく検討させ、議員各位はもとより、村民皆様が納得のいく土地の利用を考えていく所存でございます。引き続きご指導をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 村営住宅から自分のうちをつくってそちらに住んで、高山村に今後も住み続けていたいという人のためにも宅地造成は必要かと思います。それには、用地の選定につきましては、前々から執行部にも申し上げてあるわけでございますけれども、造成費に多額の費用を要するところは高くは売れない、安くなると、条件がよくて造成費に金がかからないところは、多少販売価格が高くても希望者があるということを頭の隅に置いていただき、高山村の住宅政策、あるいはそれにおきましては、最少の費用で最大の効果を挙げるのが、地方自治法の地方公共団体の使命でございます。その辺を踏まえて、今後とも住宅政策に取り組んでもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 農業用水についておたずねします。今年の春でしたっけ、課長、トンネルで、コンサルタント、JRと。その時に説明を受けたんですけども、その後、コンサルタントから何らかの返事というか、案というかは来ているんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） 小林議員の農業用水の、高山揚水場の廃止に向けてのコンサル、調査、その関係についてお答えいたします。

先日開催された全員協議会でもお話ししたんですが、今年度、高山村とＪＲ東日本高崎支社の間で、高山揚水場廃止に向けての調査の委託について協定書を締結するという事で、その内容について検討してまいりましたところ、高山村からの案ということで、３つの水源、和田の上、それと合ノ沢、それとつぼ下ポンプから来ている水源の切り回しについてということで、その切り回しを行えば高山揚水場の廃止に向けて前進できるかどうかというような調査をお願いするという事で協議を重ねてきた中で、高山村が提案します３つの水源の切り回し案、調査の結果、それが妥当だろうということで、廃止ができるならばいいんですが、もしそれがだめだということで、できないという場合は、ＪＲのほうからの切り回し案、廃止についてどういうふうにすればいいかというようなこと、それを出してくださいよというようなことで、その辺でちょっとやりとりがありました。

ＪＲのほうとしましても、最初は、協定書の中でそんなような感じのニュアンスではうたってあったんですけれども、村とすると、きちっと文書として残していただかないと、1,200万円近くのコストをかけた調査となりますので、調査を依頼しましたが、この３つの案では廃止に向けてスタートができませんよというようなことになった場合に、説明ができないということで、ＪＲのほうからも代替案を出してくださいと、その辺で協議を行いました。ＪＲのほうもその協定書に、別紙なんですけれども、きちっとその辺のところを明記して協定を結ぶということになりました。

近々協定書のほう結んで、ＪＲと協定書を結んで、調査の実際はＪＲ東日本の関連会社でありますＪＲコンサルタンツというところで実際に調査に入ります。

調査の日程としましては、年度末までかかるようなんですが、年度末、新年度になるかわからないですけれども、調査結果のほうにまた参りますので、その調査結果を踏まえて、村議会のほうにも説明したいと思しますので、その際にはまたご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ９番、小林議員。

○９番（小林 進君） ということは、まだ調査結果が固まっていないということですか。でてないということですか。ここに施設管理費として３千700万ちょっと上がっているんですが、これ、全部がその水を回したことによってなくなるということではないでしょうか。でも、大変相手があることであり、また危険を伴うことでもあるので大変時間もかかるという

ております。なんとか立杭の廃止に向けて頑張ってもらっているところでございますけれども、どうかＪＲに負けない、ぜひ頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑は終わります。

これから、認定第１号から認定第８号まで、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第１号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第１号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第１号 平成30年度高山村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第２号 平成30年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第２号 平成30年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第２号 平成30年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３号 平成30年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで、討論を終わります。

これから、認定第3号 平成30年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号 平成30年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成30年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 平成30年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号 平成30年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号 平成30年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成30年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算について

は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号 平成30年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号 平成30年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成30年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号 平成30年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号 平成30年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号 平成30年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩といたします。

3時から再開いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第10、一般質問を行います。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 村長就任2期目1年経過、「笑顔で輝く高山村」の目標達成度はどういうことで質問をさせていただきます。

後藤村長は、就任2期目に当たり広報たかやまで、少子高齢化・人口減少が急速に進み、問題視されている中、ふるさと創生事業は欠かすことができないとし、その事業の施策として、1、人口減少対策、2、空き家対策、3、インフラ整備、4、教育イノベーションの推進、5、道の駅交流人口の増加策を上げています。

各事業の主な施策と進捗状況を説明願いたいと思います。

またさらに、村長就任2期目は1年半が経過いたしました。「笑顔で輝く高山村」の目標を達成していますか。アメリカのデール・カーネギーという方が、「笑顔は1ドルの元手も要らないが、1,000万ドルの価値を生み出す」、こういうふうに言っています。また最近では、女子プロゴルファーの渋野さんが、全英女子オープン、笑顔で優勝なさいました。その後、笑顔と、これが大変話題になっていると思います。笑顔で高山村の目標を達成していますかということで、後藤村長にぜひ自己評価もお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま山口議員から一般質問を受けました。この項目に沿って、6項目について、別々に答弁をしたいと思います。

人口減少対策についてであります。高山村の人口は、住民基本台帳登録者数で、今から10年ほど前の平成21年3月には4,160人でしたが、ことしの3月末では3,577人と10年間で583人減少しております。

村では、人口減少への対応と地域経済の発展、活力ある共生・共助の地域社会の形成に向けて、平成28年3月に高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

基本目標として3つの目標を掲げ、その一つは、郷土愛を育み、子育てしやすい環境づくり。

この取り組みとして、安心して子供を産み育てる支援体制、女性が働き活躍できるための環境整備、教育面では、一村一校園所という教育環境と、豊かな自然を生かした体験活動などから、郷土愛の育みと、生きる力を習得する環境づくりを推進しているところでございます。また、空き家バンクに登録している物件を、現在交渉中で、移住・定住の促進に向けた取り組みをしているところでもございます。

2つ目として、働きたい人を支援し、応援できる環境づくり。

この取り組みとして、まず、農業については、経営者の高齢化、後継者不足が進む中、農業の持続的な発展と経営の安定化を図るとともに、ビニールハウスの貸し出し事業等により、質の向上や生産性の高い農業形態を推進しております。また、村の産業を活性化するため、商工会、金融機関との連携を図りながら、起業支援など助成金の活用や人材育成などの支援を行い、雇用及び仕事の創出を推進しているところでもございます。

3つ目として、今ある資源・自然を活用した魅力ある村づくり。

この取り組みとして、道の駅中山盆地を中心として、村の特徴である農や食、自然を活かした観光振興による地域の活性化を図り、交流人口及び関係人口の増を図るところでもございます。また、平成29年4月に、日本アカデミーのNIPPONおもてなし専門学校高山校が開校いたしました。当初は14名の入学生でしたが、現在は71名の生徒が学んでおります。このことも人口減少に歯どめをかけるとともに、企業や商店などの働き手不足にも貢献しているところでもございます。

それぞれ担当課において施策を通じ、人口減少対策に臨んでいるところでございますが、ご質問いただいた内容につきましてご説明を申し上げます。

次に、空き家対策に移りますけれども、平成28年に各地域の区長さんを通じ、空き家の調査をした結果、村内には別荘を含めた260戸の空き家があり、このとき実施した空き家の利活用に対するアンケートの結果では、25戸の方が「空き家バンクを利用したい」「条件によっては利用したい」と回答をいただいております。平成30年3月に空き家バンク制度を立ち上げ、これにより登録された空き家の紹介ができるようになりました。平成30年度に移住・定住コーディネーターを委嘱し、移住・定住に向けた活動をしております。

相談件数もふえてきて、高山村に移住したいという方もいらっしゃいますが、受け入れ先となる住まいが確保できないのが実情です。現在、村とコーディネーターと空き家の所有者の方と交渉を行い、了解をいただいたものから空き家バンクに登録してまいります。

ただ、交渉を行っていく中、実際に活用のことになると了解をいただくのが大変難しいのが現状であります。要因としては、きれにしてあるお宅ほど、所有者が後の活用方法を考えていたり、家財道具等の片づけの問題があったりなどが挙げられます。現在、役原地区で1軒の空き家の売買が成立し、判形地区では1軒の空き家を空き家バンクに登録し、お試し住宅として整備を進めております。

総合戦略の主要施策の中に、移住定住の推進を施策として挙げておりますが、目標値としては、空き家バンクの登録件数10件としてあります。今後移住希望者に住まいを提供するためにも、空き家バンクの登録を進めていきたいと考えております。

次にインフラ整備についてでございますが、最初に、村道につきましては、アスファルト舗装の総距離が137.6キロメートル、砂利道の総距離が102.5キロあり、合計で240.1キロメートルを管理しております。路線別に申し上げますと、1級路線が10路線、2級路線が8路線、その他の路線が476路線あり、合わせて494路線となっております。1級、2級路線については、国・県道から住宅の密集する地域への主なアクセス道路で構成されております。

これは全体の延長から見て、18.37%を占めております。また、その他道路のうち、国・県道につながっている主な路線が10路線あり、合わせて28路線、延長で約20%を占める路線が、特に交通量は多く見込まれる路線となっております。おかげさまをもちまして、村内の生活道のほとんどが舗装道路となっております。

基本的には、道路の軽微な劣化につきましては、日常的に部分的な修繕を行い、劣化の進行を抑えながら管理し、全体的に損傷が進行した路線を年1カ所程度舗装、補修工事等の大規模な修繕を行っております。今後も引き続き道路パトロール等を強化し、道路の損傷度を確認しながら計画的な修繕を実施してまいります。

次に、橋梁につきましては、高山村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成25年度より補修工事を行っているところでございます。高山村には全部で97カ所の橋があり、そのうちの36橋が橋梁補修の対象となっております。そのうちの6橋は既に補修工事を行い、本年度においても1橋の補修工事を行う予定でございます。今後も5年サイクルで実施をしておりますが、橋梁の定期点検の結果を踏まえ、長寿命化計画の見直しも含め、適切な修繕管理を引き続き実施をしてまいる所存でございます。

次に、ライフラインでは一番重要である水道について、インフラ整備について述べさせていただきます。高山村の簡易水道は、昭和34年に供用を開始し、以来約60年にわたり、地域が大きく発展する中、人口増に伴い増加する需要に対応すべく、幾度にもわたり拡張事業を実施して、施設整備を進めているとともに、常に安全で良質な水を安定的に各家庭、事業所等に送り続けられるよう努めてまいりました。

しかし、施設の老朽化が進み、村内に18カ所ある配水池等の施設の更新が喫緊の課題となっております。また、導水管、送水管、配水管等の管路総延長で50.3キロメートルの更新も喫緊の課題となっております。このような状態を踏まえ、県の指導を受け、平成30年度に高山村簡易水道事業計画並びに高山村簡易水道事業水道ビジョン基本計画を10カ年計画で策定いたしました。その中で、現状分析の結果として、高山村の簡易水道事業の経営についての指摘で、一般会計から繰入金が増えたと報告を受けております。それは、老朽化に伴う施設の更新及び管路等の更新に多大な費用がかかることが大きな要因であります。

今後、人口減少により、水道使用料の減収が考えられる中、それを補うための料金改正等を行わなくてはならない時期に来ていると考えられますが、それには、議会を初め、利用者である村民の理解を得られることが大前提であります。

今後につきましては、大幅な予算を簡易水道事業だけに費やすわけにはいきませんので、計画的に老朽化が著しい施設及び管路の更新を図っていきたいと考えております。

最後になりますが、高山村下水道事業につきましての今後の考え方を述べさせていただきます。

高山村の農業集落排水事業は、原・本宿・新田地区の3地域が平成18年度より供用を開始し、14年を経過しております。また、五領・判形地区については、平成20年に供用を開始、現在11年を経過しております。さて、下水道事業につきましても、各施設の機器の更新等維持管理に多大な費用が今後必要となります。将来には、施設本体及び管路の修繕も必要となりますが、簡易水道事業と同様に、人口減による下水道使用料の減収も覚悟しなければなりません。簡易水道事業同様に、議会の皆様のご理解をいただき、平成30年度に高山村水をきれいにする事業経営戦略及び農業集落排水処理施設機能保全調査を10カ年計画で策定いたしました。その中で、急速な人口減少を要因として、2カ所ある処理施設を1カ所に整理統合して効率化を図る等の提言も受けており、今後も引き続き適切な管理運営を図ってまいり所存でございます。

結びに、インフラ整備の中でも、特に簡易水道事業と水をきれいにする事業については、国からの通達により令和5年度をめどに公会計に移行しなければなりません。そうすると、各事業で所管している全ての施設の資産調査を行わなくてはなりません。特に水道施設の調査には、業者委託をしても、一般的に2年半から3年と長い時間が必要であると聞いております。このことは、多大な費用がかかっても行わなくてはならないことであります。

公会計に移行すると、一般論ではありますが、独立採算も求められるわけでございます。歳出の抑制を行い、歳入の増加を図るためには、料金の改正はもとより、上下水道事業全体を見直す時期に来ておるのではないかと考えられるわけでございます。しかしながら、老朽化した上下水道施設をこのままにしておくわけにはいきませんので、今後の限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果をもたらすため、必要があるものは高山村の最上位計画である第5次高山村総合計画に取り入れ、笑顔で輝く高山村のために、引き続き努力してまいり所存でございますので、今後ともご指導をお願いを申し上げ、質問に対しての答弁といたします。

次に、教育イノベーションの推進についてでございます。

次に、教育イノベーションの推進についてですが、私が考える主な事業は3点あります。1つ目は英語教育の推進、2つ目がICT機器の有効活用、3つ目は特別支援教育の充実で

す。

まず、英語教育の推進についてですが、近年では世界で活躍できる人材の育成が求められており、そのためには、英語でのコミュニケーションが重要な役割を担うものと思われます。そのためには、なるべく早い時期から英語に親しむことが重要であると考え、それを、村長就任1期目から多方面に訴えてまいりました。そして、本村に県から特別に派遣していただいている社会教育主事を中心として、村のボランティア団体のティーチャーやALTに協力をしていただきながら、子供たちへの英語活動の充実を図ってまいりました。

具体的には、小学校低学年向けには、楽しく英語に親しもうをテーマに、遊びやゲームなどをしながら楽しく英語に親しむ土曜英語クラブ、小学校高学年向けには、目指せ英検4級以上をテーマに英検チャレンジ塾、中学生向けには、使える英語の習得と、目指せ英検準2級以上をテーマに英語塾をそれぞれ開催しております。

また、それらに合わせた小学校1年生から中学生までの子供たちが、英語検定と漢字検定を受験した場合、全額受験料を補助する制度を創設し、好評を得ております。このような英語活動の充実、集大成として、中学生海外派遣事業やトーマス・ハッサー校の来校事業も継続して実施し、海外の様子や言葉などを直接肌で感じ、今後の人生に役立ててほしいと考えております。そのほかにも中学校の英語教諭に小学校教諭として併任辞令を発令し、小学校の授業での英語力の向上にも努めてまいります。

次に、ICT機器の有効活用ですが、本村の学校現場では、タブレットや電子黒板は県内でも先駆けて準備を進めることができました。これは、議会を初めとする多くの皆様のご理解があったからこそできたことで、大変ありがたく思っております。特にタブレットは1クラスの人数の半分の台数が整備されており、2人に1台で利用することができる環境が整っております。これは、教育現場が考える理想的な環境であり、友達に教えたり教わったりしながら授業が進められます。タブレットには電子教科書がインストールされており、タブレットと電子黒板を使った新しい授業形態で学習が行われております。今後はさらに有効活用ができるよう、教職員の研究も応援していきたいと考えております。

次に、特別支援教育の充実ですが、これはここ数年で環境が充実してまいりました。特にことは小学校と中学校に通級指導教室、いぶき会館に教育支援センターつぼみを開設いたしました。通級指導教室とは、通常学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童や生徒に対し、障害の状況に応じて一対一の指導を行うための教室であります。今までは本村にこの教室はなかったため、中之条へ通っていましたが、これは送迎を親がするなど負担が多く、通

いたくても通えない子供たちもいました。数年前から県に教室の設置を要望してまいりましたが、本年度から教員を1人多く配置していただき、小学校と中学校を兼務して通級指導教室で適切な指導をしていただいております。

また、教育支援センターとは、不登校の小・中学校生を対象に、学校とは別に、市町村の公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら学校復帰できることを目標に運営する教室で、本村では、いぶき会館に本年度から教育支援センターつぼみを設置いたしました。不登校の子供たちにも手を差し伸べることにより、早く学校に復帰できることを願っております。

以上で教育イノベーションについての答弁といたしますが、教育とは、子供たちと向き合う地味な活動も重要な役割を占めております。これは、教育委員会や教職員はもとより、多くの地域の方々のご協力なくしては達成することはできません。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、道の駅の交流人口の増加についてでございます。平成30年度の道の駅中山盆地を含む高山村の観光施設やゴルフ場などに55万6,000人の方が訪れております。このうち、道の駅全体の利用者は32万4,000人で、年々増加傾向にあり、売り上げも伸びているところでございます。これは、関東の道の駅180駅のうち、好感度16位という数字が示すように、認知度が上がってきたことや、高山ふれあいパークのオープンなどが要因と考えられます。

来年群馬県がディステーションキャンペーンを実施するに当たり、ことしが前の年ということで、誘客に向けたキャンペーンを行っております。高山村でも、旅行業者などの方々にPRを行った結果、参加してくれた事業者が道の駅へのツアーを組んでくれております。道の駅でも、団体のお客さんを受け入れるべく、団体客向けにお昼の御膳を用意し、団体のお客様を受け入れております。また、田んぼアートやアサギマダラの飛来地としての誘客も、それぞれの団体の方々にご尽力をいただいているところでございます。

人口減少が加速している中、20年後には生産年齢人口が今の65%まで落ち込むという推計が出されております。地域の活性化を図り、交流人口の増加を図るためには、村の中心地づくりの一環として進めている観光交流館の建設等、道の駅の周辺整備が欠かせないと考えております。今後イベントの開催など、何度でも高山村に来ていただく関係人口の増加を図る施策も考えていかなければなりません。現在も道の駅では、年間20回ほどのイベントを開催しておりますが、イベント等を実施すると、どうしても駐車場が足りなく、帰ってしまうお客様が多数いらっしゃる聞いております。また、土捨て場となっている場所を仮設の駐

車場として整備し、駐車場を確保することが急務となっております。今後も関係各位のご協力を得ながら、地域の活性化を図り、交流人口をふやす施策を検討していきたいと考えております。

最後となりますけれども、笑顔で輝く高山村の目標達成度を自己評価すると、自己評価しづらいんですけれども、評価の前に、現在に至るまでにおきまして、一端に触れてみたいと思います。

私が、前荒木村政からバトンを受けて、2期6年目となるわけですが、前荒木村長は徹底した健全財政を堅持されました。荒木村政始動当時の財政調整基金は約8億円でした。その後、2期8年が経過し、私へバトンがつながれた当時には、基金総額は約19億円、2.4倍となっております。当然、私も継続し、健全財政の堅持に努め、平成28年度末に基金総額が20億円余りとなったわけですが、しかしながら、現在の基金総額を申し上げますと、8月現在では、約15億円となっております。今まで蓄えていただいた基金を、住民の福祉の増進にどのように生かせるのか。限りある財源の有効活用を検討する中で、適切に活用しなければならないと考えております。

ここで就任から改めて振りかえさせていただきます。なお、今までの答弁と重複するところがございますが、総論ということでご理解をいただきたいと思います。

私が1期目当初の平成26年度では、道の駅中山盆地のオープンがございました。農産物直売所のオープンに際しては、農産物の品薄により大変苦慮した記憶がございます。また、この年は、人口急減、超高齢化という大きな課題に対して、国では各地域がそれぞれ特徴を生かした自立的で持続可能な社会を創設できるよう、まち・ひと・しごと創生法が成立し、緊急経済対策で3.1兆円という大型の補正予算が組まれました。これを受けて、本村でも専属職員を配置し、魅力ある高山を創生するため、地方創生人口減少対策会議及びまち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会を設置し、将来人口動態を含めた人口ビジョン、方向性を取りまとめた総合戦略を平成27年度にかけて策定し、事業の推進を図りました。

またこの年は、平成27年度から10年間の基本構想とした、高山村第5次総合計画の策定の年であったことから、策定に当たり、村づくりを進めるための住民アンケート調査を実施いたしました。調査報告では、人口減少、少子高齢化、環境社会基盤整備、観光産業振興、福祉の現状などの課題に対し、多くの意見が寄せられ、その中で子供が遊べる公園や広場を整備し、若者が住みたくなるような村づくりをしてほしいとの意見が寄せられました。これらの意見を基本とし、群馬のはばたけ群馬プランを上位計画とした総合計画を村の最上位計

画と位置づけ、制定いたしました。平成27年度からは、第5次総合計画を具現化した、村民の生活しやすい中心地づくりを実現するため、村の拠点となる道の駅周辺整備事業を推進し、観光・防災拠点としての強化・充実を図り、村民だけでなく、村に訪れる人々がふえ、交流し、根づくことを目指す取り組みを行ってまいりました。

平成29年度から、副村長を座長とした高山村未来プロジェクト会議を設置し、村の未来構想を議論し、あらゆる施策について協議検討を重ねております。また、道の駅周辺整備事業の推進では、農林地域、振興、防災の3つのグループによる検討委員会を設置し、整備計画のたたき台を作成していただくとともに、アンケート調査の報告にもありました緑地広場及び児童公園の整備では、交流ができる空間を提供する子育て支援策、子供からお年寄りまで楽しみながら健康づくりが図れる村民健康増進策、また、観光客等交流人口、関係人口の増加を図り、村の経済産業の活性化と、住民福祉の増進を図るための取り組みを行ってまいりました。

さて、平成30年度から2期目に入り、継続事業となっております、村の拠点、道の駅周辺整備では、ふれあいパークがオープンし、ふれあいプラザ及び農産物直売所、それぞれが相乗効果により活性化され、利用者、売り上げともに伸びを示しており、大変喜ばしいことと思っております。また、基幹産業であります農業振興におきましては、農業経営における規模拡大や、高品質生産品目の拡大等の支援事業に取り組んでおります。

また、昨年来、新規事業として実施されておりますパイプハウスの貸し付け制度については、4件の申請があり、本年度においても数件の相談があり、多くの方に制度をご理解いただけるよう、広報等で周知していきたいと考えております。

新たな令和元年を迎えたわけですが、住民の福祉の増進を最優先とした身の丈にあった政策を実施するため、今後とも精進してまいりたいと考えているところでございます。厳しい財政事情の中で、山積する課題にしっかりと向き合い、解決しなければなりません。政策実行に当たりましては、中長期的な視点から、事業の平準化を図るため、事業の選択を検討しながら、財政の見通しを立てていかなければならないと考えております。

地方創生に対しましては、100年先も住み続けたい持続可能な高山村を実現するため、次世代に何を残していくべきか知恵を絞り、地域の可能性を多くの村民と共有することが、高山村の創生と、ひいては笑顔で輝く高山村の実現につながるものと考えております。

以上、これまでの施策結果の一端を申し述べさせていただきましたが、議員ご質問の、笑顔で輝く高山村の目標達成度を自己評価した場合でございますが、私が政策として掲げたも

のにつきましては、先ほどご答弁申し上げたところでございますが、全てが理想どおりに進んでいるものではございません。しかしながら、それぞれの持ち場において、可能性を追求しながら、目標に向かって着実に事業を展開されているものと考えております。おおむね良好であると自負いたしております。

議員におかれましては、今後とも理解とご協力をお願い申し上げ、山口議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 後藤村長に自己評価願いますと言ったことにつきましては、なかなか、ご自分では、自分のことですので評価しづらいし、また、答弁もしづらいかなということで、思います。

私が考える目に見えた政策としましては、農業支援、そしてパイプハウス条例の成立。教育面における英語教育の充実、中学生の海外派遣事業、防災面でのハザードマップの作成、防災無線のデジタル化、道の駅事業、ふれあいパークの充実のための取り組み等々が挙げられると思います。

笑顔で輝く高山村のために、後藤村長がやりたいことはたくさんあると思いますが、私自身が考える達成度は道半ばで、まだまだこれからたくさんしていただくことがあるというふうに考えておりますので、と思います。笑顔で輝く高山村、村民が安全で安心して暮らせるための政策に、これからも鋭意取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

4番、後藤肇議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 皆さんこんにちは。

きょうは3つの点についてお尋ねをしたいかなと思うんですけれども、冒頭、今回の一般質問が初めてであり、光栄に思うところがございます。そして、台風15号におきましては、千葉県を中心に関東の南で大被害が起きまして、心からお見舞い申し上げるところでござい

ます。この復旧に当たっては、皆様のご努力をされ、敬意を表したいかなと思います。

第1点目の質問事項に入らせていただきます。

公職選挙法違反として書類送致された件についてでございます。春の統一選、4月に行われた群馬県議会選挙に伴い、公職選挙法違反があったとして書類送検された件については、一部不起訴、起訴と別れたわけでございますけれども、これで決定したということで、今の段階では落ちついているかなと思います。本件は新聞やテレビ、一般報道においてかなり報道され、住民、有権者等もよくご存じの件になります。有権者の疑問や不信感を払いのけるのには、村民に対して本人が事実関係を説明すべきということで、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

2番目に関しましては、今、皆さんお聞きが、新聞等であるかなと思うんですけれども、踏み間違い防止装置助成ということです。皆さん、30年度の群馬県の死亡事故の人数はどのくらいかご存じかなと思うんですけれども、64人でした、昨年度は。65歳以上の方が亡くなったということでは36人、率で言いますと56.2%あります。ということから、高山でもぜひということで考え、特に高山村では、過去13年間交通死亡事故ゼロを達成しております。しかし、近年、全国的に自動車のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が、ご存じのように報道されているわけです。それが特に高齢者を中心に急増しています。そこで、高齢者を対象とした、交通事故の軽減に大きく寄与するとも考えられる踏み間違い防止装置の取り付け費用の助成制度を、ぜひ検討していただき、お願いするところでございます。

一昨日も、上毛新聞かなと思うんですけれども、中之条町で交通事故がございました。年齢的に見ると、やっぱり70歳以上の方が運転していてということで、これは踏み間違いとは違うんですけれども、後ろの方がちょっとシートベルトをしていなかった関係で重症化しつつあるということは聞いております。

3点目に入ります。これは、先ほどから交流館のところとかで出ているものに付随するかなとは思うんですけれども、交流人口の増加対策についてということで、まず、この交流人口増加対策ということは、観光交流館ということで、5月に私どもに説明をいただきまして、楽しみに待っていたところはあるんですけれども、途中で何かいろいろな理由があって中止になったような話だよということをちょっと聞きまして、その中止になった経緯と今後の観光交流館の見通しなどについて、具体的にお話しいただければと思います。

また、観光交流館を建設した以降、拠点としてさらなる交流人口、先ほど村長の答弁の中にもございましたように、ふやしていきたいということになると思うんですけれども、これ

は私どももやはり同じかなと思います。それで、今はお付き合いのある都市とは、ただ契約とかそういうのもなく、ただどうですかというような感じの時点かなと思うんで、点から今度はパイプの交流人口をふやす行動、提携など、積極的に進めていく考えはないでしょうかというお尋ねでございます。

以上3点について、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、後藤肇議員からご質問が3点ございました。

それについてお答えしたいと思います。

まず初めに、4月7日執行の県議会選挙についてでございます。私が南波さんを支持した理由といたしましては、本村、NIPPON ACADEMYの誘致にご尽力いただいたこと、そしてまた、36号線でも、上信道へのアクセス道として線形改良の推進にもご尽力いただきました。7期目は、県議選最後の挑戦ということで、長い間八ッ場ダムや上信道の完成に向けて頑張ってまいりました。その完成に立ち会わせてやりたい気持ちがございました。これらの理由が私が南波さんを支持した要因であります。

結果としては、2位で当選いたしましたが、選挙違反が発覚し、南波県議は議員を辞めることになりました。私のところにも昼間お菓子の箱が届けられ、妻が預かりました。私の帰宅後にこのお菓子の袋の中に20万円入りの封筒を確認いたしました。これはさすがにいただくわけにはいかないとし、返すこととし、南波さんの在宅を確認し、そばを打って、現金を持ってお返しにいきました。こういうことはやめましようと言って、南波さん本人に返しました。不起訴とはなりましたが、多くの村民の皆さんを騒がせたことにより、心より深く反省し、お詫びを申し上げたいと思います。

今後においては、このようなことがないように、心して、行政執行に当たっていきたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

続いて、踏み違え防止の装置の助成をというご質問でございますけれども、近年大変多く発生している自動車のブレーキとアクセルの踏み間違え事故でございますが、AT、オートマチック等の自動車を運転中に、ブレーキをかけるためブレーキペダルを踏むつもりで誤ってアクセルペダルを踏んでしまい、急発進、急加速をすることによって生じる事故でございます。警察庁資料によると、平成30年の交通事故発生状況につきまして申し上げますと、交

通事故の発生件数は過去10年を見た場合、死者、傷者とも年々減少傾向にあります。しかし、死亡事故の特徴等を見ますと、死者数は減っている中、高齢者の死者の割合は増加しており、中でも75歳以上の高齢運転者の割合が高くなっているようでございます。運転免許証を保有する高齢者はこの10年間で約2倍にふえ、今後も増加することが予想され、その対策が急務となっております。このような状況の中、県内の踏み間違い防止装置の助成制度が制定されている市町村を見ますと、市におきましては、太田市及び渋川市、町村では大泉町、明和町、甘楽町、千代田町及び上野村、片品となっております。

議員ご質問の踏み間違い防止装置の取り付け費用に対する助成制度の創設につきましては、高齢者の自動車運転者が年々増加している中、重大な事故につながる前に対策を講じなければなりません。そのことは本村につきましても、喫緊の課題であると認識しているところでございます。制度の内容等につきましては、早急に検討し対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願い申し上げます。

次に、観光交流館入札中止の経緯と今後の建設見通しについてでございます。観光交流館の指名業者は、吾妻及び北毛地域の建設業者で、高山村において入札参加資格を有する11社を指名いたしました。入札日を6月5日と定め、設計書縦覧期日を5月20日から6月4日とし、質問事項については、設計事務所へメールにて直接アクセスすることで、5月17日付で指名通知を発送いたしました。

各指名業者から寄せられた質問事項を5月30日までにまとめたところ、質問内容が63項目に上り、設計業者からの回答内容は工事発注後に別途協議との内容が半数近くを占め、そのほとんどが図面と設計書との相違であり、直接入札額に影響がある項目でした。

この状況を鑑み、6月4日午後、村執行部で協議の結果、設計内容に甚大なる不備がある判断し、6月5日の入札を中止することといたしました。設計内容の審査につきましては、建築分野における専門知識を有する者が村職員にいないことから、群馬県建設技術センター営繕係へ相談し、設計、積算業務を依頼させていただきました。

現在、設計図、設計書を設計業者が修正中であり、修正でき次第、建設技術センターにおいて審査を行い、審査終了後改めて入札執行の運びとなります、実際の入札時期におきましては、建設技術センターの審査の状況、設計内容の不備等の状況により、設計修正が発生する可能性があり、その場合、修正完了後の入札となります。

工事発注後は、年度内の完成は極めて厳しいと思われ、繰り越し事業としての事前協議は、群馬県担当に相談済みで、令和2年度予定事業としての交流館内装、外構との同時進行も視

野に入れ、早期発注を目指しております。

最後となりますけれども、交流人口増加の一環としての都市との姉妹提携。現在、交流関係にある自治体は、藤沢市と大洗町となります。藤沢市とは、藤沢市鵠沼地区にある旧後藤医院、現在鵠沼橋市民の家とのつながりで、平成25年に行政視察を行い、以来藤沢市民祭りに参加したり、尻高人形の藤沢公演を行うなど、交流をしております。また、高山村商工会と藤沢市商工会議所とで、災害協定を結ぶ運びとなっております。

一方、大洗町は、高山ふれあいパークのオープン記念に大洗高校のマーチングバンド、ブルーホークスを招聘し、演奏を披露していただきました。このような縁をつなぎながら、今は道の駅の直売所で海産物を仕入れ販売しております。

いずれの自治体も自治体間の交流となっておりますが、圏央道や北関東道の開通などにより、時間的にも近くなっております。今後自治体間だけでなく、住民のレベルで交流をできるようになればいいなと考えております。姉妹提携は、両自治体とも多くの自治体と姉妹提携を結んでいてこれ以上は難しいと思いますので、友好都市といった関係を築ければよろしいのではないかと考えております。

以上で、後藤議員の質問の答えといたします。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 1点目の、選挙違反の件に関しては、やはり我々もお互い気をつけていくしかないのかなという感じでおりますんで、今後、こういうことを高山村から発生しないように、お互いに注意し合って、そういう環境づくりをしていくのが大切かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目の踏み間違え防止装置、これについては、起きてしまってからではもう遅い事業になりますので、今検討していただくということを答弁いただきましたので、ぜひ早急に検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、3点目の交流館の入札が中止になった経緯でございますけれども、我々は本当に素人で、入札とかそういうものがどういう関係で、どういう立場でやっているというのが、余り不明解なところがあるんですけれども、素人考えで、やはりあれだけのものを提案して実行していくという段階において、それを出す先でそういう資料の不備の疑問点に答えられなかったというのは、まだちょっと不思議に思うところが、やっぱり高山には建設に特化した人がいないという答弁もございましたけれども、やはりいなくても、その段階において何らかの方法はとれたんじゃないかなという素人考えでございますけれども、ちょっと聞いて

いる中でそういう感じを持ったところでございます。

ですけれども、結果論として、もうそういう状態になっていますから、これ以上、それを追求しても先に見えることもございませんから、これ以上のことは言いませんけれども、それをもととして、今後出てくるものについては、やはり議会のほうにも随時いろいろ説明していただいて、村長がよく両輪とか、議長も言うんですけれども、両輪でという部分で、やはり進んでいかないと、なかなか事業としてまとまったことができていかない、できたとしてもその後の運営に対して、やはり負の遺産になっては困りますので、その辺を十分、これはお互いに考えていかなければいけないかなと思います。

また、議員のほうからも要望書みたいな形で、村長宛て、議長宛てで行くような感じがありますんで、ぜひお互いに今後もう少し切磋琢磨しながら情報交換をしていただく必要性は、すごく私は感じます。まだ議会に入って3カ月なんですけれども何でこんなようなことで中止になったりやるかなというところを感じるところがあるんですね。やっぱり素人とはいえ、ある程度何年か仕事をやったり、その部位で皆さん頑張っておられるわけですから、それなりの方法論というのがあったかなという感じはするのでその辺踏まえて、これからは情報交換を密にさせていただいて、早期目標を達成するようお互いにしていけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

1番、後藤明宏議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 私は、空き家対策とUターン・Iターンの推進について、関連のある項目を幾つかお聞きしたいと思います。

平成27年第5次高山村総合計画での目標人口では、2020年に3,600人、2024年に3,500人と人口目標値を定めていますが、ホームページで閲覧しますと、ことし9月1日現在、高山村の人口が男性1,801人、女性1,799人と、既に3,600人となっております。目標値を下回り、人口減少が加速しています。

全国的に少子高齢化が問題となる中、高山村も例外ではありません。私は人口の少ない村が決して悪いとは思いませんが、急激な減少は避けなければなりません。今後、5年10年後の人口減少を減速させるため、現在進めている空き家の有効利用の推進状況、高齢化による農業従事者の減少に伴い、遊休農地が拡大しています。そのような農業の再生計画、年間新生児20人前後、若者の農業離れなどさまざまな問題の中、Uターン・Iターンの推進にも力を入れていただきたいと、現在進行中の事業、今後の戦略をお聞かせください。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤明宏議員から質問をお受けいたしました。

4項目ございます。レジュメに沿ってお答えしていきます。

村では、平成28年3月に人口ビジョンを策定し、人口の現状、地域特性等を整理分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示しております。高山村は平成17年から人口が減少を始め、今後も減少傾向にあるものと見込まれます。推計結果を見ますと、約5年後の令和7年には3,222人、10年後の令和12年には2,998人、20年後の令和22年には2,587人と現在に比べて約3割の人口減となります。この数字は行政のみならず、村民の皆様にも真摯に受けとめていただかなければならない問題と考えております。人口減少に伴い危惧されるのは、税収を初めとする自主財源の減少、それに伴い行政サービスの低下など、本村のみならず、他の自治体においても、今まで以上に厳しい財政状況に直面していくことに変わりはありません。

また、自治体の存続について、深刻な問題となるのが地域力の低下であります。自治の基盤ともいえる地域は、人を呼び、人を育て、人をつなげ、村民の日々の暮らしへの幸福感をもたらし、その好循環が持続可能な村づくりの形成に大きく寄与すると考えております。地域力が低下してしまえば、このような好循環に歯どめがかかってしまいます。したがって今後の人口減少は伴うものの、地域力を維持していくことが直近の課題であり、役割でもあると考えております。そのためにも、現在直面している課題を、行政はもちろん、村民一人一人が再認識し、オール高山で一丸となり、向き合いを取り組んでいかなければならないと考えております。これには、根底として、総合戦略での取り組みやU・I・Jターン、観光交流館の役割に広がっていくのかなと考えております。

続いて、空き家対策の進捗状況についてでございます。山口議員の一般質問の答弁と重複するところがございますが、平成28年度に村内の空き家実態調査を行い、別荘を含め260戸

の空き家と思われる住宅が存在することを確認いたしました。この空き家問題は、村として、早急に対策を行うべきと考え、29年3月に高山村空き家等対策協議会設置要綱を策定し、30年3月には、空き家バンク制度を立ち上げました。空き家の利活用については、地域振興課が担当し、倒壊のおそれがあるような特定空き家等への対策は、建設課に事務を移管し、取り組みを強化したところでございます。

同年11月に高山村空き家等対策協議会を設置し、議会の農林建設常任委員長を初め、高山村区長会長、弁護士や司法書士などの専門的な知識を持っている方々に警察、消防を加えた9名を委員として任命し、11月と翌年2月に協議会を開催いたしました。高山村空き家対策計画の策定時には、平成28年度の実態調査における所有者アンケートにおいて、現在利用中と回答のあった住宅などを除いた194戸を村内の空き家として絞り込み、平成31年3月に協議会での協議内容を反映させた高山村空き家等対策計画を策定いたしました。平成31年高山村議会第1回定例会の議会全員協議会において、高山村空き家等対策計画の概要版を配付いたしました。

今後の予定ですが、10月、広報と一緒に計画の概要版を村内全戸に配付する予定であります。高山村のホームページでは計画の詳細版、概要版を既に掲載して公開しております。

今後の方針としては、空き家等の適正な管理に関する条例の策定を協議会委員と内容を慎重に審査しながら策定するよう指示をしているところでございます。なお、条例の素案ができ上がったところで、議会にお示しし、ご意見をいただいた後、条例の制定を行いたいと考えております。令和2年度に2度目の空き家実態調査を実施し、結果を踏まえ、対策を講じる予定でございますので、引き続き、議員皆様のご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、農業従事者の減少対策についてのご質問を受けております。

お答えいたします。全国的に言えることですが、高山村のような中山間地域では農業従事者の高齢化とともに、農業就業者人口の減少により、農業の将来が心配されております。国では、農地の集積、集約を推進して、やる気のある農家に今後の農業をゆだねたいと考えておりますが、農業従事者の減少と後継者不足が大きな壁となっております。農業後継者を村内に求めても、農業に関心を示す若者は皆無に等しい状況です。

そんな昨今ではありますが、今年度よりIターンの若者2人が、新規就農者として農作業に汗を流しております。Iターンのきっかけづくりの場として、村では、県内外で開催されている移住定住相談会に参加しており、その際、就農についての相談もあると聞いておりま

す。高山村を選び、村を訪れていただくために、最新の情報を提供することや、就農についてサポートしてくれる体制づくりが必要と考えます。既に中之条町では、農業担い手受入協議会により、就農希望者の相談を行っているそうでございます。高山村もこのような体制づくりを行い、村外からの就農希望者を募るとともに、国・県の助成制度を利用して、農業体験、農業研修に協力いただける農家への助成制度や、就農時には国の支援制度の活用及びパイプハウス貸付事業などにより就農者の増大を図り、農業従事者の減少を減速させていきたいと考えております。

最後となりますけれども、Uターン・Iターンの推進計画でございます。現在、高山村を気に入り、Iターンで移住し、仕事をしている方が何名かいらっしゃいます。Uターン・Iターンの推進については、移住定住の促進と関連するところがありますが、受け皿として、住まいの提供、勤労場所の提供等条件をクリアしないと受け入れが難しいところがあります。今年の予算で、都市部から移住する方に最大100万円の移住支援金を用意しているところでございますが、利用する方はいらっしゃらないのが現状でございます。昨年度より県が主催し、東京有楽町にあるふるさと回帰センターで開催される移住定住相談会にも積極的に参加し、移住希望者に高山村の情報を発信するとともに、情報の収集を行っております。

空き家の提供につきましては、現在進めているところであり、住宅造成事業についてもよい場所を確保し、受け入れ態勢を整えていきたいと考えております。

以上で、後藤明宏議員の質問にお答えいたしました。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） どうもありがとうございました。

早急にそのようなことで、空き家対策またはUターン・Iターンの推進ということを進めて、多角面で進めていっていただけたらと思います。そして、先日、小学校の運動会、中学校の体育祭を見学させていただきました。生徒たちの目は輝き、活力と団結力に私自身力ももらい、その子たちの半数が高山で暮らしたい、帰りたいと思える村にできないか。そのためには生活環境と仕事環境の充実、星舞うふるさと、美しい高山、おいしい農産物など、高山村は宝の山だと思います。県内外にその魅力をアピールし、衰退しつつある農林業の担い手募集など多角的な戦略にて、高山村の未来を築き上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第11、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議員派遣について議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期16日間にわたり慎重審議大変にご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和元年高山村議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後 4時18分